

平成24年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成24年9月21日（金曜日）

議 事 日 程（第4号）

- | | | |
|-----|---------|-------------------------------------|
| 第 1 | 議案第 89号 | 四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例について |
| 第 2 | 議案第 90号 | 平成24年度四万十町一般会計補正予算（第2号） |
| 第 3 | 議案第 91号 | 平成24年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 4 | 議案第 92号 | 平成24年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 第 5 | 議案第 93号 | 平成24年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号） |
| 第 6 | 議案第 94号 | 平成24年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 7 | 議案第 95号 | 平成24年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 8 | 議案第 96号 | 平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第 9 | 議案第 97号 | 平成24年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第10 | 議案第 98号 | 平成24年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第11 | 議案第 99号 | 平成24年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第12 | 認定第 1号 | 平成23年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について |
| 第13 | 議案第100号 | 平成24年度四万十町本庁 西庁舎新築工事請負契約の締結について |
| 第14 | 議案第101号 | 平成24年度四万十町本庁 東庁舎新築工事請負契約の締結について |
| 第15 | 議案第102号 | 平成24年度四万十町本庁 西庁舎電気設備新築工事請負契約の締結について |

- 第16 議案第103号 平成24年度四万十町本庁 東庁舎電気設備新築工事請負契約
の締結について
- 第17 議案第104号 平成24年度四万十町本庁 西庁舎機械設備新築工事請負契約
の締結について
- 第18 議案第105号 平成24年度四万十町本庁 東庁舎機械設備新築工事請負契約
の締結について
- 第19 議案第106号 平成24年度旧打井川小学校校舎耐震補強及び改修工事(建築
主体)請負契約の締結について
- 第20 陳情第24-19号 町道認定陳情書
- 第21 陳情第24-20号 町道認定陳情書
- 第22 陳情第24-21号 要望書
- 第23 陳情第24-22号 要望書
- 第24 陳情第24-23号 要望書
- 第25 陳情第24-24号 要望書
- 第26 発委第 9号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」
の構築を求める意見書
- 第27 発委第 10号「南海トラフ巨大地震対策特別措置法(仮称)」の制定を求め
る意見書
- 第28 発委第 11号 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書
- 第29 発委第 12号 議員派遣の件について
- 第30 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員(19名)

2番	榎野 章 君	3番	田 邊 哲 夫 君
4番	岩 井 優之介 君	5番	中 屋 康 君
6番	津 野 吉 得 君	7番	山 上 利 嗣 君

8 番 緒 方 正 綱 君
 1 0 番 堀 本 伸 一 君
 1 2 番 山 岡 義 正 君
 1 4 番 下 元 真 之 君
 1 6 番 森 健 吉 君
 1 8 番 竹 内 常 喜 君
 2 0 番 宮 地 章 一 君

9 番 橋 本 保 君
 1 1 番 林 健 三 君
 1 3 番 吉 村 アツ子 君
 1 5 番 下 元 昇 君
 1 7 番 酒 井 祥 成 君
 1 9 番 岡 峯 久 雄 君

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|                      |           |             |           |
|----------------------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長                  | 高 瀬 満 伸 君 | 副 町 長       | 渡 部 睦 君   |
| 政策監(医師確保)兼十和大正診療所事務長 | 左 脇 淳 君   | 会 計 管 理 者   | 林 正 憲 君   |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長     | 樋 口 寛 君   | 企 画 課 長     | 森 武 士 君   |
| 商工観光課長               | 宮 地 正 人 君 | 管財契約課長      | 仲 治 幸 君   |
| 税 務 課 長              | 敷 地 敬 介 君 | 農林水産課長      | 熊 谷 敏 郎 君 |
| 建 設 課 長              | 佐 竹 一 夫 君 | 環 境 課 長     | 山 脇 一 生 君 |
| 町 民 課 長              | 柴 久 幸 君   | 健康福祉課長      | 市 川 敏 英 君 |
| 上下水道課長               | 高 橋 一 夫 君 | 教 育 委 員 長   | 中 岡 保 君   |
| 教 育 長                | 宮 崎 勲 君   | 教育次長兼学校教育課長 | 岡 澄 子 君   |
| 生涯学習課長               | 野 村 和 弘 君 | 農業委員会会長     | 林 幸 一 君   |
| 農業委員会事務局長            | 永 尾 一 雄 君 | 代表監査委員      | 松 本 悟 志 君 |
| 総務課財政班長              | 大 元 学 君   |             |           |

太正総合支所

|            |           |        |           |
|------------|-----------|--------|-----------|
| 支所長兼地域振興課長 | 武 内 洋 介 君 | 産業建設課長 | 下 藤 広 美 君 |
| 町民生活課長     | 山 川 明 彦 君 |        |           |

十和総合支所

|            |           |        |           |
|------------|-----------|--------|-----------|
| 支所長兼地域振興課長 | 岡 本 順 一 君 | 町民生活課長 | 杉 内 和 一 君 |
| 産業建設課長     | 林 久須男 君   |        |           |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	田 辺 卓 君	次 長	武 田 枝 里 君
--------	---------	-----	-----------

書

記 津 野 寛 子 君

臨時事務補助員

西 川 香 穂 君

~~~~~

午前 10 時 00 分 開議

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成 24 年第 3 回四万十町議会定例会第 10 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第 1 議案第 89 号四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） それでは、議案 89 号の四万十町お試し滞在施設条例の一部を改正する条例。具体的には大正地区にある中津川で、教育委員会の持ち物であった教員宿舎を改造し、お試し滞在の住宅にするという内容ですが、昨年 12 月にも十和地域では広井の教員住宅を改修し、200 何十万じゃったかというふうに思ってますが、やった事業であって、昨年度の、今年度は大正地域でやる。窪川地域についてはクラインガルテンがあるので、それぞれ 3 地域でそういうお試し滞在施設をつくりたいという執行部の提案もあったわけですので、その点は十分理解をしています。

ただ、説明資料をいただきました。非常に建築年が昭和 29 年。約 58 年、55、6 年でしょうか。半世紀以上前の建物ですので、資料の中では写真も添えられておりまして、非常にわかりやすい説明資料にはなってるわけですが、ただ残念なのは、非常に外観ともに古い状態の家であって、さて、この工事金額の中でこれは 3、400 万じゃったかなと思うのですが忘れまして十分地震にも耐え得るような改修工事が行われたのかなというふうな疑問点と、どうもこのトイレも、写真もあるわけですが、これはどうもぼっちゃんトイレではないかなというふうにも見てとれるわけですので、見てるだけで内容わかりませんが、広井地域のお試し滞在施設は浄化槽を設置をしたという経過もあるわけですが、その点、どういう内容での事業実施されたのか、ご説明いただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それでは 3 番議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず 1 点目が、今回のお試し滞在施設については地震に耐え得る改修工事になっている

のか、2点目がトイレの内容ということです。

1点目ですけども、今回の建物につきましては、資料にありますように昭和29年建築です。新耐震基準、昭和56年6月に建築基準法が改正をされているわけですけども、それ以前の建物についてはこの新耐震基準は適用をされません。適用される場合は用途の変更がある場合です。例えばお店にするとか、そういったときには改修工事であっても新耐震基準が適用をされます。

そういうことがあります、今回の工事については改修工事費421万3,000円を予定をしているところです。現在、改修工事のほうにも入っておりまして、1つには、筋交いを3か所改修工事の中に入れるように業者のほうにも指示をしているところです。限られた予算でありますので、できればほかにも家具等の転倒防止の備品、そういったものも予算の中で対応していきたいというふうに考えております。

それから2点目のトイレですけども、今回の中津川集会所につきましては簡易水洗トイレということにしております。先ほどもお答えしましたが、面積が広井が50㎡、こちらでも約50㎡です。同じ面積で老朽化が著しいということで、外壁の改修とかそういったところにもお金が必要でありますので、最低限の利便性を確保するというので、簡易水洗トイレでの施工を現在しているところであります。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君

○3番（田邊哲夫君） 耐震の件については3か所筋交いも入れるということですので、都会の方が来ても安心して3か月以内で居住できる、そういう安心感はあるのかなというふうに今答弁を聞いてわかりました。

もう一点はトイレですが、私どもも教育民生常任委員会の委員として学校訪問なんかでも、ほとんど改修されたと思うわけですが、子どもでさえ、家庭がいわゆる今はやりの座る便座になってます。当然簡易トイレですので、座る便座、便器であると思うわけですが、怖いという思いの中で子供たちがなかなかトイレに入ってくれないという学校からの話もあって、教育委員会もそれを受けて順次合併浄化槽に替えつつある、また簡易トイレかもしれないかもしれませんが、そういう形になってます。

ただ、私らも田舎の人間ですので、昔からぽっちゃんトイレという生活はなれてますが、この目的は、都会から四万十町に一時的に滞在をしていただいて、やっぱりこの良さを知ってもらって町内に住んでもらいたい、快適な生活を送ってもらいたいというのが趣旨ではないかなと私は思ってます。そういった中で、せめて都会の人に快適な居住環境を維持

するためには、広井でやったような浄化槽を設置したほうが、便器は座るようになって、後の、今はシャワーつきですので、そこら辺考えたときにどうなのかなというふうに私が思うわけですが、そういうお考えは、お金もかかるかもしれませんが、今後、今回は予算計上してませんが、そういう、また入ったら、そういった人たちの声も聞いて、やっぱり改善すべきをして、その場所に3か月以内、次々と入ってもらえるような、そういう施設にしたほうがよいのではないかなと、私の私見ですが、その点、お考えはどうでしょうか。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） お答えいたします。

トイレですけども、今回のお試し滞在については確かにご指摘のように、快適な住環境の中で短期滞在であっても住まわれることに越したことはないと思います。

ただ、田舎のいいところ悪いところというところで、純然たる旧式の簡易水洗トイレではありますが、そういった昔ながらの田舎の不便さ、そういうこともこの一時滞在を通して経験もしていただく、そういうことも利用者側の選択肢の1つにもなろうかと思います。広井のほうは一定快適な住環境、中津川については一世代前の住環境。そういった利用者側の選択肢を持たす、そういう意味合いも今回考えているところです。

確かにこれから利用者の、実際利用をしてのお声なんかもこれから取りまとめもしていきたいと思いますので、そういった意見が出てきた場合には今後の課題ということで捉えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今後そういった声も聞きながら考えてほしいということをお願いしたい。

先ほども言いましたように、議長、関連になるわけですが、広井の、もしあれだったらとめてください、その滞在施設ができました。今年度どういう状況なのか、もしお構いなければお答えを、わかる範囲で結構ですし、また、その住まわれてる方の後のアンケート、聞き取りというものがどうなっているのか、ちょっとお伺いして終わります。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 1点目の広井のお試し滞在の利用状況ですが、これまで3名利用をいただいております。4月28日から7月下旬まで3か月間がお1人、それから夏休み期間、7月28日から8月27日がお1人、9月15日から今月末まで1人ということで

す。この後も予約が入っておりまして、外国の方含めて3名程度が予約待ちという状況になっております。

それからもう一点。

(3番田邊哲夫君「アンケート、その調査」と呼ぶ)

はい。利用者のアンケートですが、ちょっと今の時点ではこの3名の方にとっておりませんので、この後、アンケートについては必ずとるようにしていきたいと思います。

(3番田邊哲夫君「はい、ありがとうございました。以上です。」と呼ぶ)

○議長(宮地章一君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮地章一君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宮地章一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号四万十町おとし滞在施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(宮地章一君) 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(宮地章一君) 日程第2 議案90号平成24年度四万十町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

森健吉君。

○16番（森健吉君） ただ1点だけお聞きをしてみたいと思います。

まずページ数の5ページにありますアンテナショップの件について、もとい、補正予算資料の中で、今年7月28日に華々しくオープンをされたわけであります。そういった中で、この資料を見る中で、現在大変順調な動きを見せているということでございます。

この取組についてはさらなる進展と発展のために、四万十町の全域の生産者の組織を中心とした育成指導をして、一層の出品される品物の向上に努めるということでございます。本町においては大変恵まれた高南台地でありまして、ほかの町村に負けない環境にもあるわけでございます。そういった中で、今後ますますこのアンテナショップの拡大を図る意味において、何かやはり目玉商品を開発していかならないというように思っております。その点、担当課長、どういう、今後元気で取り組むアンテナショップの中心となる商品の開発について、お考えがあると思うんですが、その点についてお聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） アンテナショップ、オープンいたしまして順調に推移しているところでございます。

やはり店にお越しいただくお客さんは、四万十町の豊かな食材を求めていらっしゃるわけでございますが、今でも四万十町にはたくさんの食材があるというふうに思っているところでございます。これからは新米をはじめ、野菜などが店頭に出るわけでございますが、やはり議員さんおっしゃいますように、加工品と申しましょうか、目玉商品なるものも必要であるというふうに考えております。そういったことで、現在加工所の建設に向けて、地域活性化プロジェクト事業ということで取り組みもしているところでございます。その事業の中で協議会を立ち上げて、どのようなものを確保したらよいのかというようなことも考えているところでございます。

また、あぐり窪川には集出荷の施設、それから加工施設も備えておりますので、そこで生産者グループなどが新たな商品を開発して、アンテナショップを通じて試験販売などを行っていただいて、それがヒット商品につながっていったらいいなというふうにも思っております。今後、目玉となるような商品の開発に向けても取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 森健吉君。

○16番（森健吉君） 非常に熱意のこもった取組を今から行っていくということでございますけれども、さて、非常に、オープンして50日わずか余りですけれども、この店長さんが一身上の都合だと思うんですけれども、代わられたということで、非常に我々としてもその点についても心配をしているところでございます。後任にはあぐり窪川のほうから出ているということも伺っておりますけれども、その点、やはり店長はじめ、しっかりと内々が取り組んでいくことが今後の発展にもつながろうかというふうに思っております。その点しっかりと、担当課長のほうも大変だろうと思うんですけれども、一生懸命取り組んでいただきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 議員さんおっしゃいますように、店長が事情によりちょっと代わっておるということもございまして、それが状態でございます。

この取組を行うに当たりましては、拠点ビジネス事業の協議会というものをつくってやっているわけですが、その中で担当者会なるものを設けて、定期的に話し合いを持っております。関係機関、そして生産者の皆さん入って、どうしたらいいのかということで話し合いを持っております。その中でも販売員、店長が早く決まってほしいということで出ております。販売とか管理につきましてはあぐり窪川を中心にやっていくということでお願いをしているところですが、今のところあぐり窪川の職員をもってやっているのが現状でございます。

議員さんおっしゃいますように、これから積極的な展開を図らなければいけませんので、先ほど申し上げました担当者会、そして協議会、その中で十分話し合いを持ちながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君） 私のほうから1点質問をいたしたいです。

資料で見ていただきましょうか。2ページです。2ページに掲載の、事業名が地域福祉計画策定支援業務委託事業ということであります。先般ではるるここ、一般質問でも地域福祉に関する質問等々が熱心にされております。今回補正で地域福祉計画策定支援委託料ということで一式と、319万2,000円ということで予算が出ておりますが、かっこ

書きでこの委託料というので、研究員手当、あるいは調査研究費、資料作成、管理費、印刷作成費ということで箇条書きがしてあるんですが、もう少し、この研究員手当、どんなものなのか、あるいは調査研究費というのはどういう形で調査研究をして、これは単年度、24年度中に策定をして完成を急ぐということですので、もう少し丁寧な説明が欲しいので、補足説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 今回の地域福祉計画につきましては、この内容の説明ということになりますが、内容については一応見積書をとってまして、その内容に基づいて研究員の手当、それから調査研究費等々が出ておるわけです。その内容ですが、手当ですが、地域特性関連施設等の現状を把握するような内容の調査をしてもらう必要があります。地域福祉関連の施設調査シートの分析の分をそれからつくっていかないけません。そして、関係団体とのワークショップ、それから計画の骨子案、それから素案の策定等々で研究員の手当というふうな内容で見積もりのほうが上ってきております。

それから調査研究費でございますけれども、これは、調査研究費としては、現地を訪問しまして、そこに行くについての交通費等々がこの中に入っているということでございます。それらを網羅した形で資料の作成ということになりますので、その費用がかかっていると。

管理費というのは、その手当と研究費作成等々に対して、10%ぐらいの管理費をとっておるというような内容でございます。

それから、印刷。これは、できたものを作成するということでございますので、ひとつご理解願いたいと思います。

この計画につきましては国のほうからも定められておりまして、根拠的には社会福祉法の中にうたっておりまして、107条の中で地域の福祉計画を立てないかんというようなことがあって、今回立てるものであります。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） 概略わかりました。国の社会福祉計画の流れの中で策定をするということで、急ぎ作成ということです。

もう一点だけ。その研究員手当で見積書を当初つくっているということですが、ある一定では、じゃ、一律国の流れとして、全国的にこういう形でつくっていきなさいという1つのガイドラインがあつての作成方法であるのかということと、あと、1年間、単年度で

やるということですので、現場つぶさに見ていくということで、この１年で十分そういう意味で調査ができる見通しのスケジュールであるのかどうか。ちょっとそのあたりだけ確認させてもらいたいと思いますが。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 市町村が立てなくてはいけない福祉計画であります、1点には地域における福祉サービスの適切な利用推進に関する事項と、それから地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する事項。これはちょっと言葉だけではわかりにくいところもありますけれども、国の定めの中で、そういうものを立てなさいということでうたわれております。町としまして、地域のさまざまな団体・個人が連携して互いに支え合い、助け合う仕組みを整えまして、地域の課題の発見や、その解決に取り組むための施策にしたいと、そのようには考えております。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） わかりました。わかりましたと言うか、もう一点お尋ねした部分の、単年度、1年間で調査研究、それで作成まで行くわけですけども、町内地域のそういう施設等々の訪問をしながらつくっていくということで、スケジュール十分なのか。

それともう一点、併せてでき上がり。でき上がったものについてはどういう形で利活用する、配布して活用していくかというところ、最後に聞いておきたいと思うんです。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えします。

スケジュールでございますけれども、本来ならば年度内いっぱい使えば一番いいという感じではありますけれども、今回、社会福祉協議会とかいろいろなところでいろいろな計画立てております。そういうのも十分に活用ができるということも含めまして、そういうことを含めた形で計画をしますよという内容であります、この300何がしのお金が基本的にはもっと高く設定されておりましたけれども、そういうところを、利用できることはなるべく利用しながら経費を節約しながらやっていくという形にしていますので、経費的にも抑えられましたし、スケジュール的にも3月いっぱいまでにはできるというふうに考えております。

活用につきましてはやはりそれが基本になってきますので、それに基づいたということで、今後実施計画的なところも含めて考えていかないかんじじゃないかというふうに考えま

す。

それをやはり皆さんに理解してもらわないけません。地域とともに整えていかないきませんので、その冊子を皆さんの目に触れれるような形をどのようにするかということは考えてみたい。ケーブルもありますし、ただ聞いただけではなかなか難しいものがあって、その資料たるものを各戸々に配るのかどうかというのは、ちょっと今のところ検討中でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） すみません。関連で伺います。

私非常に、今の事業の中で、これは委託ですね。以前に私は十和のときに、いわゆる振興計画も含めて、できるだけ行政のほうでやっただけがどうかという話を出しました。以前は、十和のほうでは行政のほうでやったことがございます。特にこういう福祉関係については、本来ですとやはり行政がしっかりとそこら辺をやるべきではないかなと、僕はいつもそう思っております。

ですから、今、県知事においても「現場を見なさい」と、職員に非常にそういうことを言っておりますけれども、やはりこれ、全部委託で業者がつくったことを、行政がそれを執行していくということですので、やはり本来ですと行政が考えて、その地域地域のいろんな問題を行政の中でやはり把握して、そしてそれを生かしていくというのが本来のあり方ではないかなというふうに、これは時間がないので、来年の3月までということですが、本来そうあるべきことではないかなということで、私は非常にこれは残念に思いますが、私は市川課長が新たになったもので、新しい風を吹かすかなという期待を持っておりました。本来ですとこういうことは、今後において、ぜひ、研究員の手当とかそういうがじゃなしに、包括支援センターを含めた地域のいろんな課題を行政の中で検討して、それをやはり行政の中に生かしていくというやり方をぜひやっていただきたいというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 議員おっしゃられるとおりだと思ひまして、今回も本来は職員でやろうというふうな形でおりました。

したがって、当初予算にも上げずに頑張っていこうしておりましたけれども、何分にも僕も行って初めてわかった内容は、多忙であります。この多忙の中に、それをきちっと精

査させてやるというのは大変難しいだろうと。いろんなことでの苦情の選択も含めて、今回経費を上げらしていただきました。

担当も内容的にはかなり把握してまして、内輪の中でも実際的にはプロジェクトチームをつくって、自分たちが何を言いたいのかということ、まずそこを核にして章立て、言うたらメニュー、目次、そういうものを立てて、その中にやはりきちっと入れてもらえる仕組み。それを、社協のほうにもかなりデータもあつたりしますので、それをしっかりと理解した上でやっていく。その足らんものは入ってもらわないいけませんので、先ほども言いましたけれども、ワークショップも必要だろうというような内容で行きたいです。

それで本当にコンサルさんというのは、悪口言うわけではありませんけれども、結構金太郎あめみたいな形で、どこでもあるがの四万十町版という形が来る可能性があります。四万十町らしさをどこまで出せるかというのはちょっとわかりませんが、精いっぱい福祉に関する考え方を精査した上で、その業者とも協議していきたいと考えてはおります。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岩井優之介君。

○４番（岩井優之介君） ２点ほどお伺いします。

１つは予算資料の中の９ページ、鳥獣被害緊急対策事業というのがありますけど、今回６１９万円ですか、一般財源から組んでおります。これは当然今まで申請があつて、その申請に基づいて補正を組んだというふうに理解しておりますけど、一応ここに４集落、檻の場合は４集落、それから進入防止柵は１３集落とありますので、そのように推定しておりますけれども、そのように理解してよろしいでしょうか。

それと、予算書の３０ページの節の１３委託料で、測量設計委託料、興津地区と榊山共同墓地の用地測量委託料というのがあるんですけども、ちょっと不勉強ですけど、こういう事業といいますか、いうのは今回初めてでしょうか。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 資料９ページの鳥獣被害緊急対策事業のお尋ねにお答えしたいと思います。

今回の補正は、議員さんおっしゃいますように、捕獲檻の、４集落に設置する分と防止柵１３集落、延長１万８、３７２ｍを設置すべく計上したものでございます。

なお、この事業につきましては県の事業でございますが、県の補助金につきましては特別交付税で措置されるという制度になっておりますので、一般財源のみの計上となっておりますが、制度では特別交付税での措置ということになっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

共同墓地の測量委託料についてでございます。

今回こういった事業につきましては初めてでございます。と言いますのは、町の名義、四万十町の名義になっている墓地がございます。墓地条例のほうに管理すべき墓地としてうたわれております。

その中で、墓地につきましては自然発生的に増えていく場合がございます。今回の場合は榊山と興津の向山になるところでございますが、やはり近接の地主との境、こういったものが非常に不明確になっております。国土調査につきましても、今後１０年間で計画もございませんし、このまま放置しておきますと、個人の土地のほうへ墓地ができる可能性があるかと。

榊山の墓地につきましては、環境課のほうが管理をしております。墓地として届け出が出てきましたら、そこは町のほうも現場を見た上で許可もしていきますが、土地の境が不明確ということがございまして、新たな許可も境界線付近では出さないという状況がございます。

また、興津地区におきましては、２２年度であったと思いますが、近接の地主から、町の墓地が私の土地に食い込んできているというような事例もございまして、やはり境界をはっきりさせる必要がございます。

ちょっと関連になりますが、墓地条例上、町が、環境課がすべて管理をするということになっておりますが、実体的には地区での管理する墓地というのがほとんどでございます。現在の墓地条例では委託をすることもできないという状況もございますので、墓地条例の改正も考えているところです。その前段として、境界を確定させて委託ができるような条例整備もしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○４番（岩井優之介君） 鳥獣被害緊急対策事業ですけど、前、お聞きしたことがありま

すけど、この檻については一定の条件があって、3戸以上の農家というか、関係者が共同で申請するというふうなことをお聞きしたんですけども。

私がずっと以前に町内回りゆうとときに、山奥の一軒屋の人が「自分でやりゆう」と。それで「何とかそういう補助みたいなのがとれんろうかね」という相談を受けたことがあるんですけれども、その場合に「周辺の人と共同でやれば可能だ」というふうに多分課長はおっしゃったと思うんですけれども、人間関係その他いろいろあるのでしょうか、あくまでもその人は自分でやったと。けど、まだまだやりたいので、何とか補助がないろうかねということで、町長が今、生活道に対する一軒屋対策やってるんですけれども、そういうふうなことなんかも、どう言いますか、参考にしながら、そういう1軒でもそういう補助ができる方法が今後とれないものか、ちょっと検討していただきたいなと思っております。

それから墓地についてですけど、確かに自分も大体榊山の実態がおぼろげながらわかりますけど、榊山という1つの墓地のエリアがあって、そこを過去ずっと皆がそれぞれ自由に、どう言いますか、つくってきた過程があるんですけれども、その中で途中でもう亡くなられ、どう言いますか、管理する人がいなくなったり都会へ出ていったりして、あるいはまた他人に譲ったり、てんでに勝手にやったりして、ほとんどこう入り乱れちゅう部分がありまして、最近、環境課でもこれじゃいかんということで、共同墓地図と言いますか、そういうのを整理をしている過程だとお聞きしちよったんですけれども。必要な事業だと思いますけども、その測量の内容は、そういう現在使われゆう人の土地もきちっと位置図的なものにするのかどうか、その点ちょっとお聞きしたい。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 鳥獣害対策のお尋ねがございました。

資料のほう、8ページの下のほうにも鳥獣害対策の関係で、シカ被害特別対策事業というのを計上させていただいております。

このシカ被害対策と申しますのが、これ、シカの被害に対するまさに事業でございまして、9ページの鳥獣被害緊急対策は、これはイノシシにかかわる対策でございまして。両方当初予算では足りなかったもので、今回の計上という形になっております。シカ被害対策につきましては、町単での計上という形になっております。制度が違う関係上、これは県の補助金がきちっとあって、残り一般財源であります、県の補助事業はとりにくいかもしれまないので、今回は一般財源で計上させていただいております。

と申しますように、当初予算で見込んでおった数量よりもはるかに多い頭数が捕獲され

る。そして、金網柵につきましても延長が伸びていくという状態でありますので、県のほうの採択要件がやはり議員さんおっしゃいますように3戸以上ということになっております。1戸という対策もとりたいわけですが、予算の関係もございまして、現在は県の要綱に基づいて3戸以上という形でやらせていただいているところでございます。

1戸、2戸の場合は、また何らかの補助でやれるいろいろなケースもあろうかと思しますので、ご相談を受けながら対応をしているところでございます。1戸の場合でも何かの方法があろうかと思ひますので、その節は担当のほうに申し出ていただいて、できる限りの対応をしたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 墓地の調査委託についてお答えいたします。

それぞれの墓地につきましては、隣接境界の確定をいたします。それと柵山につきましては、当然中に道路がありまして、道路に沿って墓地がどのように配置されているかと、こういったことで調査をするようにしております。

平成19年度に、墓地の調査したものがないということで、一定シルバー人材センターに委託をしまして調査をした資料があるのが現状です。ただ、その資料は豆腐を切ったような形の図面になっておりまして、非常に現地へ行っても確認がしづらいと。それと、その配置そのものが、右隣にあるものが上にあったり、非常にわかっていないと。現在はそれをもとにして、現場へ行っても許可を出すなり、それから改装の手続をするなり手続をしているところですが、非常に事務にも労力を要するという状況もございまして、この際、道をきちんと入れて、その道に沿った形で、誰が見てもわかる状況にしまして、成果品として作成をしたいというふうに考えてます。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 鳥獣被害緊急対策については、当事者についてはそのように伝えたいと思います。

共同墓地については大体わかりました。

ただ、なかなか難しいと思いますけれども、その地図を見て、現地行けばここが空いちゅうとかいうふうに、どう言いますか、希望者が案内なしで見て回れるようなものが最終的にできたらいいなと思っておりますけど、その点どうでしょうか。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 繰り返しの答弁になろうと思いますが、現在は県の要綱に基づいて3戸以上の方を対象にさせていただいております。1戸、2戸の方は、1戸、2戸やったら当然採択にならんわけですが、その他の地域との連携と、近所との連携ということもありますので、そういったことで可能であるかどうかという判断もさせていただきますが、現在の制度では3戸以上やないとできんというのはご理解をいただきたいところでございますが、相談等は受けるようにしたいと思いますので、その点、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 議員おっしゃるような形のものをつくっていききたいというふうに考えております。

（4番岩井優之介君「はい。よろしくお願いします。」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） 9月補正予算資料の1ページの下段、四万十町高知自動車道開通記念イベント事業についてお伺いをします。

開通も間近になっておりますけれども、補正内容の下のイベントについてはわかりますけれども、その上の高速道開通記念広告等作成委託料310万の内容についてお伺いをしたいと思います。こういった自動車道が開通した場合は、例えば新聞とかマスコミ含め、取り上げていただくのが通常かと思っておりますけれども、あえて310万の予算を組む内訳。例えば新聞広告に幾らとか、CMに幾らとか。それぞれ予算の内容と、それと委託先をお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） お答えをしたいと思います。

13節の高速道路開通記念広告等作成委託料ですけれども、内訳としましてはテレビコマーシャルが100万円。まだ委託契約のほうは当然結んでないわけですが、現段階ではRKCさんとか、それからKUTV、できれば愛媛の関係がありますので、eat愛媛朝日テレビ、こちらのほうにスポット的にですが、高速道路の開通等についてのお知らせをしていきたいというふうに考えております。それから高知新聞の広告料ということになります。

こちらは210万ということで、開通前日に見開き3面すべてを四万十町のPRということで、高知新聞のほうとは詰めをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） はい、わかりました。

この予算資料の11ページにも高速道開通四万十町PR事業というのがあります。これは所管の課も違うわけですが、これは開通前とか開通後で、今質疑をした分と11ページの関連性ですね。何かちょっとわかりにくいので、どういった部分で所管も変えて、振り分けをして予算を組むのかというのを。1つには観光スポットの広告料というのが両方にもあります。ただ、その辺ちょっとわかりにくいので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 今回の高速道路開通イベントについては、予算資料18ページのほう、ご覧いただきたいと思います。開通までの主要なイベント等については企画課が全体的な調整を行っております。下段の開通後の取組については全庁的な取組、あるいは広域的な取組もあるということで、商工観光課さんと分担をしているところです。下段の開通後の取組ということで、議員ご指摘の11ページの四万十町PR事業というふうに振り分けをしているところであります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは予算資料で3点ほどお伺いをします。

まず第1点目は、5ページの道の駅めぐり窪川に急速の充電器を設置しようという事業でございます。

この事業内容は、土木工事でありますとか、これ、急速の充電器ですので、高圧から引き込むということだと思っておりますけれども、これで実際に設置が終わってから、お客様でありますドライバーの方々に対して有料で売電するのか、あるいはところによっては道の駅、無料でサービスとして提供しているところもあるんですけれども、有料か無料かその点と、そして、めぐり窪川の、前々から指摘しておりますけれども、駐車スペースが非常に狭いということで、この場所はちょっと東側のところも考えられますけれども、この場所についてはどこを、道の駅の中のどこに充電所を構えようとしているのか。それと場所

の広さです。これがどれくらいあるのか。

と言いますのは、将来的に、どこの道の駅でも、既に徳島とか県外では、道の駅中心に高速充電器がぼつぼつできておりますけれども。だから、この1回の工事において、例えば、今回は恐らく日産自動車からの無料提供としてのいわゆる設置事業なんですけれども、多分1基だと思うんですよね。だから1基だとスペースはある一定、駐車スペース含めて狭くていいと思うんですけれども、こういったいわゆる高圧ケーブル引き込んでの事業ですので、ケーブルさえ引いておけば、あと追加で何台も高速充電器の設置も可能かなということで、いわゆる広さの問題が絡んできますので、場所と、それから広さをちょっとお聞きしたいと思います。それと、まずそれが1点目。

それから2点目が7ページ、8ページにまたがっておりますけれども、木質バイオマスの関連でお伺いをします。

下段の四万十うなぎさんが新たに工場をつくることに絡んで、木質バイオマスのボイラーを導入しようとする予算ですけれども、ここでお伺いしたいのは、この資料を見ますと、おが粉のボイラーと。おがくず、まあおが粉。

それと、これは次の8ページの、ここは従来のJAしまんとが興津地区に以前から木質ボイラーを導入しておりますけれども、新たに6台の木質バイオマスのボイラーを設置しようという予算ですけれども、こちらのほうは従来から木質のペレットであります。だからペレットボイラーは興津地区でやり、今度新たな養鰻場のほうはおが粉のボイラーをとということで計画を聞いております。

そして皆さんも既にご承知だと思いますけれども、4月1日に合併した四万十町森林組合。ここも将来的にはおがくずの、これはいわゆるおが粉のパウダー、パウダーにしたボイラー、いわゆるこれも木質ボイラーなんですけれども、この事業もやっていきたいということをご承知だと思うんですけれども。

そこでまず1点目お伺いしたいんですけれども、この養鰻場のおが粉ですよ。これ、かなり量が要と思うんですけれども、やはりボイラーの、恐らく私、現状の養鰻場何回か行って、あそこは今現在は木質でなくって、プラスチックのいわゆるペレットのボイラーを使ってますけれども、かなり大きいボイラーです。だから同じように、このボイラーも恐らく1tか2tぐらいのボイラーだと思うんですけれども、かなりの量がおが粉も要すると思いますけれども、このおが粉は現在町内の製材業者さんはもうほとんど少なくなっていて、やっぱりひく量が少ないんでね。以前から比べると量が少ないということ聞いてます

けども、このおが粉をどこから四万十うなぎさんは調達をする計画なのか。その点についてもわかっておればお伺いをしたいと思います。

それと、次の８ページの上段のＪＡ四万十のほうの６台の、いわゆるこれ、ペレットボイラーだと思うんですけれども。当然ながら、また最近石油製品等が大幅な値上がりが続いておりますので、現在、これからはやはり重油よりも、こちらのほうに切り替えていっても採算がとれるかなと思うんですけれども、ＪＡ四万十としてはまだまだたくさん興津でハウスある中で、方向性としてはこのペレットボイラーをどんどん今後も導入しようという、そういった方向性が固まっているのかどうか。そこあたり、わかっていればお伺いをしたいと思います。それが２点目の木質バイオマスの関連です。

それから最後３点目が、資料の１３ページの興津の向山への避難路の整備事業。

ここでお伺いしたいんですけれども、この予算書、資料を見ますと、平成２４年度に２億７，０００万ほど予算を計上して、さまざまな整備しようということなんですけれども、ここで資料が、これ、２２ページですね。２２ページの下に向山避難路の整備事業の内訳が書かれております。合計が約２億７，０００万なんですけれども。

そこでこの１３ページのほうを見ますと、一番下のいわゆる全体計画の中に、看板等も含めたいわゆる誘導灯、避難誘導灯の整備も含まれておりますけれども、これ、興津中学校の裏からこの向山の頂上、中腹あたりまでかなり距離が長いんで、場所によっては田んぼの中をずっと通って避難路に入って避難場所に行くということで、３方向から向山に、どこからでも上っていけるような形をとっていると思うんですけれども。だからこの避難場所に行くまでかなり距離が長いんで、例えばこの田んぼの中にも、ひょっとしたら夜間ですと誘導灯のような設置も必要ではないかなというふうに思って質問をしますけれども、この避難誘導灯は予算も入っておりません。何基設置するのかはこれからだと思うんですけれども、もし、どのくらいの避難誘導灯をいつごろから、道ができればすぐつくと思うんですけれども、来年度予算に入っておりませんので、そこあたりをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） まず最初に、予算資料の５ページの上段の道の駅めぐり窪川急速充電器設置事業についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

まず、これ、設置した場合、有料にするか無料にするかということでございますが、既にもう設置しているところのところをちょっと当たってみますと、そういうお金を取るか

どうかというシステムはまだ確立されてないということで、自由に選べるわけでございます。設置しますと何十分かかるわけでありますので、その間に施設を利用していただくということのメリットでカバーしている施設が今のところ多いようでございます。

本町の設置の分につきましてもまずはそういう形で、無料という形で進めるのがベストではないかと思ってます。今後増えてまいりますと、当然無料というわけにはいきませんので、有料という形になりますが、まずはそういうメリットのところを考えて、そういう有料かどうかということを決めたいと思ってます。

それから場所でございますが、場所につきましては国道側のフリーマーケット近くを予定してます。面積は、駐車スペースを2台分ぐらい必要というふうに聞いてます。駐車場は減るわけでございますが、高知市と、それから四万十市あたりにあるだけで、道の駅にあるのは梶原町にあるだけということで、高知市とか四万十市にあるものは車のディーラー、ディーラー言うたらいかんね、取扱店、お店屋さんに設置しているわけでありますので、道の駅としては、本町は交通の要所でありますので、ぜひそこで、2台分は痛いわけでありますが、設置したいというふうに考えてます。

それから、バイオマスボイラーのお尋ねが2点ございました。資料のほうは7ページの下段、木質資源利用促進事業。これは養鰻場の整備分でございますが、このおが粉の仕入れ先でございます。これは、この事業行うに当たりましては、その仕入れ先と四万十うなぎがおが粉の取引の協定を結ぶという形をとっております。その間、5年間の協定を結んで行うということになってます。仕入れ先は、県内の企業が供給をするということです。ちなみに年間の使用料が705t必要というふうに伺っております。

それからもう一点、8ページのJAのボイラーの関係の、これ、ペレットボイラーでございます。過去にも導入を図っておりまして、今回入れますと合計で24台のボイラーの導入という形になります。ペレットも、県内のホワイトペレットを活用するわけですが、農協のほうはやはりこういうペレットのボイラーのほうを進めていくというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 資料の13ページ、興津（向山）地区の津波避難路等整備事業についてお答えを申し上げます。

全体計画のところですけれども、すみませんけれども、ここの事業費については向山の

避難路、それから避難広場の整備のみの事業費を計上させていただいておりまして、その関連、全体的な今後の津波避難施設の整備予定ということで、今後の詳細な津波想定等による見直しが必要な部分が出てくるという予想のもとに項目として上げさせていただいているところでございます。

ご指摘の避難誘導灯でございますけれども、議員さんおっしゃられましたように、確かに農道等に整備をする必要があるというふうに思っております。現在、避難広場が完成しております小室地区、それから浦分地区については補助事業等で一定の避難誘導灯も整備されておるわけですが、主に郷分地区がまだ未整備のところが多いところでございまして、郷分地区の住宅地、あるいはその農道等も含めて、地元の要望としては80基余りの誘導灯の要望が上っております。その中でもう一度計画の見直しもかけ、確定をして、実際に実施する基数の計画を年度内にはつくっていききたいというふうには思っております、それが確定次第、設置のほうも24年度、25年度に実施をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 興津の避難誘導道整備についてはわかりました。ありがとうございます。

まず1点目の道の駅の充電器の設置なんですけれども、これ、いつか高知新聞に連載で出てました。どこまで行けるかなと。高知市から出て高松まで確が行った事例が出ておって、やはり出る前に、今ナビとか情報を見て、急速の充電器がどこにあるかを確認して、それに近いところで高速使って、おりて上ってという方向で大体今行ってるということで、当然のことです。

だからこれから先、なぜ私は、1台だけでなく、それからこういった、せっかく430万かけていわゆる土木と電気の工事やるんですから、近い将来、恐らくこういった道の駅のネットワーク事業なんか全部載ると思うんですよ。例えば、あぐり窪川は急速の充電器が例えば何台とか、それから梶原は1台とか。いわゆる56号線沿いの窪川の道の駅はやはり通行量も多いんで、やはり将来的なことを考えると、今回は日産自動車からいわゆる寄贈ですけども、やはり自前の充電器も将来的には予算化して、少なくとも3台ぐらいは欲しいかなと。やはり急速と言っても、これ、やっぱり20分程度かかりますんでね。だからちょうどトイレ行って、軽く何か外で食べて出るのにちょうどいい時間なんですよ。だからそれが1台だと、ほかへ行く可能性があるんですよ。だから、やはり1台で

なくて、やはり競争原理が働きますんで、あぐりへ行ったら何台あるいうのもわかって来ますからね、台数の多いところへ必ず寄ると思うんですよ。そうすると道の駅のやはり販売にもつながるかなということを感じます。だから、そこらあたりをやっぱり勘案して、工事する場合、先ほど聞いた、やっぱり駐車スペースの問題も、聞いたところはそこらあたりなんですけれども、だから将来的には3台くらいは欲しいかなと思います。

それともう一点、これも何かで読んだんですけれども、この急速充電を構えるのに、自前で太陽光を設置して、それでその電気で、ためて、それを売電してもうかるという、いわゆる商売に使いゆうような感覚でやってるところがあります。補助金使って太陽光入れて発電して、それを無償でなく有料で売電すると。そういった事業所もありますんで、だから無料にするのか有料にするのか、課長、ちょっとまだ確定的にないということを書いてましたけれども、だからそこあたり、将来的にはやはり太陽光なんかでもやっぱりやって、そういったことも計画の中に入れていただければ、やはり考えていただきたいなということも感じて質問させていただきました。

それから2点目のいわゆる木質バイオマス。

これ、先ほど言いましたけれども、四万十町森林組合も、私も同行して去年ちょっと見学に行ったんですけれども、おが粉パウダーという、まあ言うたら先進の、課長もちょうど一緒でしたけれども、いわゆるおが粉と全く違う、パウダー状のああいう事業を和歌山県森連中心にもうやっていますんでね。

だから言いたいのは、おが粉なのか、おが粉のパウダーで将来的にやるのか、あるいは既に24台になったペレットでやるのか、そこらあたりの方向性ですよ。木質バイオマスでやるという方向性は決まっていますけれども、そういった、じゃ将来的に四万十町としては、現在、今回の養鰻のほうも県内のほかの事業所からおがくずを買々と。そういった、いわゆるお金が町外に逃げますので、森林組合なんかは自前のいわゆるおがくずのパウダーまでつくるのをつくって、地産地消をしようという計画だと思うんですけれども。だからそこらあたり、将来的にやはり木質バイオマスでやるとすればペレットにするのか。これも銘建工業から買ってます。県外です。それから今言った養鰻はおが粉で、これも県内ですけれども町外です。だから森林組合がやりたいというおが粉パウダーにするのか。だからそこらあたり、やはり木質バイオマスをやっていく中で、バイオマスタウン構想にきちっと、将来的な木質バイオマスを何でやるのかというのをやはり政策決定して、方向性を持っていていただきたいと思うんですけれども、その辺についてお伺いをしたいと思い

ます。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） まず最初に、道の駅めぐり窪川に急速充電器を設置する点でございますが、1か所だけの今回は計上になっておりますが、何か所か、何か所というか何か置いて利用しやすいようにという形ですが。

実はこの無料で充電器をいただくということで、「1台でなくて2台欲しい」と本町の場合は言うたわけです。と言いますのは、道の駅めぐり窪川に1台、それから十和の道の駅に1台ということで、四万十市のほうへ行ってもらわんように、めぐり窪川で入れる、入れると言うか充電する。そして十和のほうにもあるということであれば、当然流れはあっちのほうへ行くという算段で2台を要望したんですが、1台しかちょっといただけないということでもありますので、今回はまずはめぐり窪川のほうに設置をしようと思ってます。今後はさらに2基、3基ということも考えられますが、やはり私は十和のほうにまずは置いて、流れをそちらのほうへ導いていくというほうが得策ではないかというふうに考えているところでございます。将来当然普及もしてまいりますので、台数を増やしていくのは本当のことでもありますので、考えなければなりませんが、まずはそういう選択を、あるかなというふうに考えてます。

それから太陽光などを利用して有料でやっているケース。ちょっと私勉強不足で、そこも知っておりませんので、またそういうことも勉強して、可能であるかどうかということもちょっと検討してまいりたいと思ってます。

それから木質バイオマスのボイラーの導入の件で、バイオマスの取組と連動しているのかというお尋ねであったと思います。

確かに四万十町では現在バイオマスタウン構想をつくっておりまして、それに基づく協議会を立ち上げております。その中で木質だけではなく、四万十町全体におけるバイオマスの取組、検討しているわけではありますが、それと別に議員さんおっしゃいますように、森林組合主導で四万十町森林資源木質バイオマスエネルギー利用促進協議会という、ちょっと長いですが、そういう木質系に絞った協議会を立ち上げているところでございます。この中で、木質系について進めていこうと。その中に、先ほど言いましたバイオマスタウン構想の中で、ある協議会の事務局としてまず入っているわけで、連携をとっているつもりでございます。

そこで、木質系の協議会の中で話し合われておりますのが、先ほど議員さんおっしゃい

ましたおが粉パウダーというシステムでございます。これはどういうものと申しますと、おがくずをさらにすりつぶしてパウダー、粉々、本粉にして、それをガス化してから燃料にするという高度な技術でございます。

木質系を考えるに、もとは丸太でありますので、まずはチップにして、それを砕いておがくずにして、それを固めてペレットにする、もしくはおが粉にするというような方向がいろいろと考えられるわけではありますが、一番大切になるのは施設をつくる経費よりもランニングコスト。つまりその施設を運営していく、回していく経費が重要になるかと思います。山からただで持ってきてくれる人はおりませんので、その買入れ価格と、それから燃料にしたならば、その燃料を売ったときのバランスがとれているかどうか。そういうことが重要になるかと思いますので、今そういう森林組合の協議会の中で、「ランニングコストを計算するように」ということで私のほうから申し上げまして、そういう単価計算もしながら進めていくということで、現在何にするのかというのはまだ決まっておりませんが、まずはチップとか、それからおが粉とか、それからチップを固めたウィードロック、ウッドロック言いますか、木質れんが、そのようなことも案に上っておりますので、ランニングコスト等見きわめながら、方向性を定めていきたいと思えます。ペレットも当然その中の1つに入ってくようと思えますが、しっかりバイオマスタウン構想の動きとは連動しているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 課長ね、道の駅の関係なんですけども、今回はいわゆるメーカーさんからの無料の寄贈なんですけれども、先ほど言ったように、2つくれんか言うたら、そうはいかと、1個だけやったということなんですけれども。

そこでやはり四万十町として、先ほど課長言われたように、十和のほうへもし来ていただくのであれば、窪川にあり、大正にあり、十和にあると。もう町内ずっと向こうへ行きますがね。近いうちに黒潮町に、まもなく道の駅ができますんで、それが大方にもできます。が、ありません。恐らく今度は黒潮町の道の駅はこれ、やるかもわかりません。これ、初めから入ってるかもわかりませんので。だから交通量の多いほうへ基本的には行きますので、だから町内のいわゆる四万十川沿いにお客さんに来ていただくには、やはり3つの道の駅に、やはりメーカーさんだけに頼らず、大事なことですんで、これ、かなり補助金も国あると思うんで、だからそこあたりもある一定、町内に、四万十川沿いに入って

いただけるように、これ、やっぱり観光のほうとも連動しますんでね。だから、電気自動車、普及遅いんですけれども、プラグインのハイブリッドがこれからどんどん増えますんでね。だからそれを見越したやっぱり誘導の方法いうのも、こういったことを利用すると、やっぱり四万十町行ったら窪川・大正・十和どこでもガス欠にならんで、ガス欠言いませんわね、電気切れにならんよという政策ですよ。だから、こういったことも頭に入れていただきたいということです。それが1点目、最後の質問です。方向性を、もしよければ町長のお考えもお聞かせ願いたいと思います。

それから木質バイオマス。これで大体わかりました。だからやはりそういった協議会の中で、町として本当にいわゆる地産地消ですのですね、やっぱりよそに頼るんじゃないで。利用方法の1つとして、県森連が持ってる六反地の井上製材の隣にある、知ってると思うんですけども、木材の皮か何かをチップにする機械がありますよね。あれはもともと四国電力の坂出の火力発電所に持っていく皮をいわゆるくずにすると言いますか、おがくず状にする施設があるんですけど、はっきり言ってあんまり使ってません。これも県の補助金使ってかなりの金額で入れてますけれども、稼働率が非常に悪いです。だから、そういった施設も実際にあるんですよ。皮をいわゆるおがくずに。ほとんどもうおがくずと一緒に、あれは。だからそれをやって、あとはパウダーにするだけの施設整備すれば、おが粉のパウダーできますんでね。だからそういったもんも、既存の施設等も使えるかどうか検討していただきたいということ。

それから1点だけこの資料でわからんのが、ボイラー6台の下に熱交換器ナチュラルエコ式、これ1台でしょうか。6台にこれくらい要るがでしょうかね。ちょっと熱交換器というところがちょっとわからないんで。例えばノズルだけを部品的に替えるのかなということも考えたんですけども、この熱交換器について、一式というのはどういったことかについて最後にお伺いをします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 急速充電器の件でございますけれども、議員さんおっしゃられるとおり、私は、町内の3つの道の駅があって、その連携ということを考えれば、それぞれの道の駅にこの充電器を置くのがベストであろうというふうに思っております。最終的にはそうしたいという思いもあります。

それと、この急速充電器については、高松のほうで全国市町村長サミットがございまして、ちょうど私、緑の分権改革の分科会に出てました。そしてその緑の分権改革の発表の

中で、鳥取県の三朝町が町内に5か所の急速充電器を設置をしておると。いや、急速じゃなしに普通の、低速と言いますか、です。それを太陽光のパネルをやってするということですが、7時間から8時間充電するのにかかるということにして、非常にコストは安く済むけれども、利用が非常に難しいという話も聞いたところでございます。「急速充電器にその太陽光パネルはどうでしょうね」という話を聞きましたら、「ちょっと難しいですね」というメーカーからの回答もあったということでございます。理想的には3つの道の駅に急速充電器をやって、太陽光パネルでその電気を賄うということにすれば、環境に優しいまちづくりということで四万十町を大いにPRできますので、そこらあたりの道もぜひ探ってみたいというふうにも思っております。

それと、この急速充電器については、今度、国土交通省四国整備局と各県との代表ということで、私、高知県の代表でちょっと意見を述べることになっておりますが、その際にぜひ国の、国交省の事業で、CO₂の削減という意味も含めて、ぜひこれに取り組んでもらいたいという要望はやっていきたいなと思っているところでございます。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうからは、ナチュラルエコにお答えしたいと思います。

実は私もこれ、あんまりわかりませんので、担当に調べちゃけということで書いてもらってますので、そのとおり読まさせていただきます。

今回導入するボイラーはすべて温水式ということです。ハウス内に設置されたエロフィン管と呼ばれる放熱ファンのついた金属パイプの中を循環させてハウス内を温めるらしいです。ナチュラルエコ371は、エアコンの室外機のようなものをハウス内に設置して、その機械の中に温水を流して、ファンを回すことにより温風をつくり出し、ハウス内を温めるというふうに担当書いてますので、室外機のようなものをハウス内に設置するのがナチュラルエコというものでございます。

（15番下元昇君「わかりました」と呼ぶ）

申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

12時までやりたいんですが。休憩しますか。

この補正予算だけ済ませたいと思ってましたが、どうもまだ長いようですので。

暫時休憩します。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 36 分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか。

田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） それでは、午前中時間もわずかとなりましたので、簡潔に質問を試みたいと思っております。

まず歳入ですが、町税が今回 952 万余りの減額補正となっております。この状態で行くと、22 年度決算並の数字になるわけですが、23 年度は 16 億余りの決算額が出てまして、大変厳しい状況が今の補正の中でかいま見られる状況ですが、何ゆえに 23 年、24 年度こういう形で差が起きてきたのかという点でお伺いをしてみたいというふうに思っています。

それと説明資料でもいただきました。その中で、最後のページのほうになるわけですが、17 ページです。普通交付税が決定をされました。その額が 66 億 4,000 万という数字でございまして、今回補正で計上されてます金額は、特交も入ってるわけではありますが、その中で、去年度が 6.4、5 億じゃったと思うわけですが、今回の補正の中で見ると、特交が約 1.3 億円という状況の中で、今後どういうふうに推移をしていくのかという点と、併せて、当然町税が減っていくということになると交付税が増えてくるというのは計算式では成り立っていくわけではありますが、それにしても 23 年度決算と比べて今年度が、普通交付税が前年度よりも多額になっているという原因は何なのかわかりませんので、お答えをいただきたいというふうに思っています。

それと、予算書の 7 ページで、それぞれの地方債の補正が計上されてます。その中でも合併特例債事業が 12 億 1,600 万から 14 億 9,600 万。およそ 2.8 億円増となる予算計上ですが、合併当初 90 億余りの特例債事業が、可能額ですが、そういった中でたびたび指摘をしてきましたけれども、合併時はその半額程度、いわゆる 45 億程度で合併後事業債を活用しようという 3 町村の話し合いが持たれて、その合意に至ったわけですが、今回この補正計上を含めて、どれぐらいの額、特例債を活用されてきたのか。今後どれくらい特例債事業を見込もうとしているのか。

一方では、この補正予算見ても、過疎債は 4,800 万今回の補正で減額をしようとし

ている。その絡みが私には、特例債事業は増やそうとする。同じ補助率というか、あるので、どっち側を使うてもいいのではないかなという単純な発想ですが、そのさびわけが私にはわかりません。特例債は増額する、一方では過疎債は減額するという仕組みが私にはわかりませんので、その点をお答えください。

それと、資料から入っていきますが、まず予算資料の4ページ、四万十町地球温暖化対策設備設置費補助事業、いわゆる太陽光発電やシステムや太陽光温水器エコキュートに対して町が補助しようという制度が昨年度から始まりました。大変今回も補正が組まれて大変うれしいと私は思ってますが、町民の中では、業者さんが最近、設置業者ですが、頻繁に各設置業者が回った中で、「ああ、そんな事業があるのかよ」という形で町民がわかることが多いようです。当然町は、「それなりの広報を通じて宣伝もしている」という言い方をするだろうと思いますけれども、今後もう少し町民が、せっかくこういう補助事業を導入しようとしてますので、昨年度から、もう少し広報の仕方工夫してほしいなという点と、昨年度から始まったこの事業が5年間の限定の補助事業です。国もこういう、一昨日か、一応エネルギーの政策を発表いたしました。そういった中で、今後27年度過ぎたときにはもう打ち切るよという町の考えなのかどうなのか、お伺いをしてみたいと思います。

それと、資料の7ページです。大正地域にあります北ノ川の山元貯木場で今回5,300万をかけて舗装工事をしようという予算ですが、あの土地は確か四万十町の土地ではなかったかなというふうに、私の認識が違ってるかもしれません。そうであるならば、なぜ補助事業として町の土地に舗装をするのかなと。そこら辺がちょっと理解に苦しみますので、その点、間違っていれば指摘をしてほしいし、理由を述べてほしいと思います。

それとページ11ページになりますが、自然体験型観光事業の中で、補正は396万ですが、マリンスポーツという形で進めてきていることは私も承知で、予算も計上されてきました。そういった中で今回、ふるさと雇用再生特別基金事業から産業振興推進ふるさと雇用事業を活用しての事業を進めようということですが、このマリンスポーツがこれほどというか、雇用が今回も2名という補正の内容の、雇用するための予算計上ということですが、現実どうなのかということも含めてお答え願えればありがたいなというふうに思ってます。

以上になると思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（宮地章一君） 税務課長敷地敬介君。

○税務課長（敷地敬介君） それでは24年度の町民税と固定資産税、今回補正を上げて

おりますこの補正額について説明をいたしたいと思います。

今回の補正におきましては、24年度課税が終わりまして、個人町民税につきましては1,800万の減額、固定資産税につきましては849万1,000円の増額ということで補正を上げております。ただ当初予算の額を見ていただければわかるんですが、議員おっしゃられましたように、23年度の課税額と比べますと大きく落ち込んでおります。

当初予算を編成する段階で、24年度の税収につきましては、個人町民税、23年度と比べまして、通常ならば24年度からは年少扶養控除がなくなったということで、その分増額、四万十町では約3,500万円増額するんじゃないかと思込んで当初予算を組んでおりました。

ただ所得がどう変動するかということで、所得につきましては農業所得以外で約98%前年比較。農業所得については落ち込む可能性があるということで、9割で当初予算見込んでおりました。

ただ実際課税になった時点で見えますと、課税額で課税標準額、税率をかける前の額になるんですが、それで農業所得、見込みよりかなり落ち込んでおまして、約2億4,000万。この落ち込みが大きな町民税の減になっております。それと営業所得。これは過去5年ぐらいほとんど変わらなかったんですが、この営業所得が今年度は1億ぐらい落ち込んでおります。その影響がありまして、当初見込みでもかなりの減額になるとは見込んでたんですが、個人町民税については結果として1,800万ぐらい減額という補正になった状況です。

続きまして固定資産税ですが、固定資産税につきましては24年度が3年に一度の評価替えということで、皆さんご存じのように土地は毎年下落しております。そういうところで、固定資産税につきましてもその減額を見込んでおりました。23年度と比較して約5,000万の減額になるんじゃないかということで当初予算、固定資産税は組んだんですが、その減額が逆に見込み過ぎということで、そこまでは落ち込まなかったということで、800万の増額という状況です。

議員おっしゃられたように、この最終的な今見込みの税額であります。22年度、この時点と同じぐらいに今なっております。23年度は総額16億という決算あったんですが、過去何年かを見通しますと、税収につきましては23年度が良かったという状況です。多分最終的には22年度下回るんじゃないかということで、今のところ税務課では見ております。

また、今回補正には上げておりませんが、法人町民税。これ、22年度は約6,700万程度で、かなり落ち込んでおりましたが、23年度は1億を超える法人税でした。ただ今年がその22年度と同じような感じで今のところ推移しておりますので、法人町民税のほうもかなり減額になるんじゃないかと見ておまして、これにつきましては12月の時点で見込みが立てばまた補正を出す予定ですので、よろしくお願いいたします。

(3番田邊哲夫君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） 私のほうから交付税についてご説明させていただきます。

まず交付税の今年の増の理由ですけれども、平成22年度に国勢調査が行われました。これによりまして、人口が1,800人減って、平成23年度の算定におきまして約2億円ぐらい、この人口によって影響して減額となっております。22年度から23年度に向けて2億円ぐらい減っていたということになっております。トータルをいたしまして、平成22年度から23年度にかけて4億2,700万余りの減額となっております。これは平成22年度が特に国の財政危機の関係で増額があった関係で、22年度から23年度にかけての減額がかなり大きかったという状況になっております。

今回、平成24年度の算定結果でございますが、大きな理由といたしましては、今回の、24年度の算定から林業従事者、こういった国勢調査の林業従事者とか、あるいは世帯数、こういったものが今回の算定から反映をされるようになりました。これによりまして、特に林業従事者で、前回の調査では150人でしたけれども、これが今回200人増えてまして350人になったと。林業の単価のほうがかなり大きいので、この林野水産行政経費で1億4,000万ぐらい増額になっております。こういったところから、昨年に比べますと増額になっているということになっております。

今後ですけれども、税等の推移もありますけれども、特に大きく目立って減額になるということは心配をしておりますけれども、ただ、合併後11年目から一本算定に切り替わります。今回資料におつけしているところにも、一本算定との差額というのをつけさせていただいておりますけれども、この差額が今年度11.4億円となっております。これが年々差が開いておりますので、これがこういった状況になってくるのか、そういったところも今後注意していかなければならないと思いますし、11年目からこれをどんどん、この額に減っていきますので、それに向けた対応をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

(3 番田邊哲夫君「明快な答えです」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 私のほうからは合併特例債の発行額等についてお答え申し上げたいと思います。

23年度の決算までに発行された合併特例債の総額ですけれども、24億1,100万円が合併特例債の発行額となっております。

今後の発行見込み額ですけれども、本庁舎の建設事業でありますとか汚泥再生処理施設等々の大型の整備ありまして、69億円程度になるのではないかというふうに見込んでおります。

確かに議員さんおっしゃられるとおり、合併協議会の作成しました四万十町まちづくり計画の財政計画では、発行可能額の半分程度ということで財政の計画を立てておったところですけれども、議員さんからその後、合併特例債の発行見込み額については何回か質問をいただいたところでございますけれども、昨年9月であったと思いますけれども、その見込み額については、学校施設の耐震改修などといった防災関係の事業が新たに入ってきましたので、その時点で「62億円ぐらいになるのではないか」というふうに答弁を申し上げたところです。

ただ今回補正で提案をさせていただいております防災関連事業。大きいものでは興津の向山の津波避難路の整備事業なんですけれども、これは緊急防災・減債事業債を充当する予定でございましたけれども、その枠が全国的に不足しておるということで県とも協議をいたしまして、合併特例債のほうに振り替えを行ったところでございます。その影響が24年、25年度で7億円程度出てくる見込みでありまして、結果的に62億プラス7億ということで、69億ぐらいには達するのではないかというふうに考えております。

それと過疎債と合併特例債、同じ財源措置であるが、どのようにさび分けしておるかという点でございまして、確かにどちらの起債についても充当率が95%で、元利償還額の70%が交付税算入ということで同じでありますけれども、1つには枠というものもあります。過疎債は全国的な枠、それから県の枠というものもありますけれども、今回は特に、先ほど申しました緊急防災・減債事業債を、それを振り替えるに当たりましては非常に有利なものとなっております、基本的には100%財源措置をしていただけると。言いますのは、緊急防災事業債と同等の財源措置ということになりますので、70%の交

付税のほかに、３０％は県の補助金もありますし、充当率９５％、緊急防災・減債事業債につきましては１００％ですので、その充当率の５％の差も県からの補助金いただけるということになっておりまして、ほぼ１００％が財源措置がされるということですので、その合併特例債のほうが有利であるという判断のもとに実施をしておるところでございます。

（３番田邊哲夫君「わかった」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 太陽光、温暖化対策施設の補助金の関係の広報が足りないのではないかというご質問でございましたが、環境課といたしましては広報やケーブルテレビを通じまして、年に数回啓発をさせていただいております。ただ、業者のほうチラシを制作するなり臨戸訪問するなりで、非常に積極的に活動をされておりますので、業者からの情報、あるいは口コミ等によりまして、広報不足のように思われておりますが、環境課としましては十分しているというふうには考えているところです。

それから５年間で打ち切るのかというご質問がございました。当初過疎債の特別枠を利用して補助事業化したということがございまして、当面の計画としましては５年間で、過疎債の特別枠を利用した事業という認識で今のところおります。以後につきましては、現段階では言えるところではございません。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうから資料７ページの上段、木材加工流通施設整備事業、山元貯木場の舗装の件についてお答えを申し上げます。

結論から申し上げますと町の土地でありまして、事業主体が森林組合でございまして、町から森林組合に貸し付けを行って、森林組合が整備をするという形でございます。

もう少し説明加えさせていただきますと、あの施設は平成１６年度に最初舗装を行っておりまして、そして平成２３年度に新たに舗装も行いまして、現在舗装している面積が１．２ｈａでございます。それで舗装してない部分もありまして、水路とかありますので、約１．５ｈａを森林組合のほうに貸し付けを行っているところでございます。それが奥側と申しましょうか、事務所があるほうの部分でございます。そして、手前側、沖側と申しましょうか、そちらのほうも一部０．５ｈａくらい貸し付けを行っておりまして、合計で現在２ヘクタールを貸し付けているところでございます。今回この舗装するところもその０．５ｈａに入っておりますので、当然ながらその部分を貸し付けを行って、森林組合に整備を

していただき、そこを有効的に活用するものでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） 11ページのマリンスポーツのダイビング事業で2名の雇用が実現可能かというご質問でございました。

この事業につきましては本年の9月までふるさと雇用再生特別基金事業これは100%事業です。実施されてきましたけれども、事業終了後、10月より県の産業振興推進ふるさと事業で事業を実施したいということです。

この事業につきましては県が、ふるさと事業で今まで頑張ってきた事業者に対して、もう少ししてこ入れをしたら何とか事業ができるかもわからないという形で最長3年間、1年目は事業所が6分の1、2年目が6分の2、最後は2分の1を見なければなりませんけれども、その間に力をつけてくださいよということで取り組む事業でございます。

ですからこの事業につきましても、事業主である観光協会のほうでも理事会を開いていただきまして、この雇用が大丈夫かということも検討した上で、ダイビングの近くにあります興津の旅行村との連携強化もしながら、観光協会も、独立していくための核となる収益事業としてぜひ取り組んでいきたいということでございますし、本町といたしましてもマリンスポーツ、山・川・海の海の部分の事業を推進していきたい、見守ってきたいということで今回事業提案させていただいたものですので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 私、最後にしますが、財政を聞いたのは町長、ご承知のように国も、あなたが町長になってからたまたま交付税を地方に配分されたと。小泉内閣のときには合併せざったら町村がつぶれるとまで騒がれました。幸いそういった国の動向もあって、たまたま財政的には四万十町はおかげさまでもっているわけですが、ここにも、資料にあるように、一本算定になるとこれだけの減額になるということは町長も承知のとおりですので、特例債も可能額は90億ですけれども、さまざま総務課長から答弁あったように、予想外の学校の施設の耐震・防災等の事業に使われてることは承知してます。十分そこらも勘案しながら、今後、あと残された、合併算定になるのはあと5年ですか、4年ですか、わかりませんがもう少しです。そこら辺に向けて十分財政の中身を精査をしてほしいというふうに思ってます。

それと町長、当然私は環境課長に答弁を求めたわけでありませんが、課長が答弁して

「私には答えられません」いうて答弁をしました。当然今後の太陽光の、もろもろのエコ事業については町長がどうするのかという決断をすべきだと私は思っていましたので、町長に聞いたつもりですが、どうでしょうか。５年間でやめるつもりなのか、今後国のそういった施策も含めて、四万十町は環境に優しいまちづくりだという視点で続けていくおつもりなのかだけ聞いて終わります。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） まず財政については平成２８年から非常に厳しくなってくるということは重々承知をいたしておりまして、現在もその困難な時期に向けての心構え、準備等も行っているところでございます。町といたしましても健全財政を維持しながら、新しいまちづくりに向けても施策を打っていくということで、財政に配慮しながら進めてまいります。

それと、太陽光発電でございますが、平成２３年度から始まりまして、平成２７年度までの５か年間、過疎債のソフト枠の基金を活用して、それを財源として行ってきたところでございます。

平成２８年度以降をどうするかということでございますが、向こう４年後のことですので、なかなか私がやりますとかいうことは申し上げるわけにはいきませんが、私とすればぜひ続けていってみたいなという思いはございます。

今この毎年組んでいる予算で、町内の一般住宅の電気料に対する供給率が年に２％ぐらいずつ太陽光で上っているということですが、最低でも１０％ぐらいは目指したいという思いもございます。

国のほうも原子力エネルギーにかわる自然エネの、これからいろいろ施策が出てくるであらうし、この太陽光についてももっと手厚い補助が出る見込みだろうというふうにも思っております。ただ、町とすればちょうど平成２８年、この今議論になっております年から財政も厳しくなってしまうので、そこらあたり等、国のそういった新しい施策を見ながらやっていくふうになろうとは思いますが、自分個人としては２８年度からもぜひ続けていって、この太陽光の発電によって賄える家庭の供給量、それは少しでも上げていくことが四万十町の１つ使命ではないかなという思いもするところでございます。

（３番田邊哲夫君「はい、議長、ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第90号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号平成24年度四万十町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

午後0時05分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第3 議案第91号平成24年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 1点だけ国保会計、特別会計、お伺いしてみたいと思いますが、ページで言えば決算書の70と71ページです。

その中で、前期高齢者交付金が今回1億800万余りの減額に伴って、71ページで、その埋め合わせとして基金の繰り入れを1億500万余り計上しているんだと思いますが、前期高齢者交付金の1億800万、この9月補正で減額になった理由についてお答えをいただければありがたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 減額になった理由についてお答えいたします。

この前期高齢者交付金制度というのは、65歳から74歳の方を対象とした医療保険、社会保険と国民健康保険の相互扶助の関係の制度でございますが、今回減額の理由としまして、1つは2年前、前々年度の確定額が約7,600万円減額になったこと、そして、予算より概算額が6億5,000万円と示されたこと。この2つによりまして、70ページの計にあります確定額は5億7,271万2,000円になりました。

そういうことで、本年度、24年度の概算額と2年前の精算額を足しました合計と当初予算との差額が、1億800万円程度に減額にしなければならなくなり、その歳入といたしまして、今回1億基金を取り崩しております。基金の取り崩し額は合計で2億2,240万3,000円となりまして、現在の残高は1億円程度となっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

今の答弁では、いわゆる今は24年度ですので、22年度の結果が今反映されて、これだけの減額補正計上になったということだろうと思いますけれども、じゃ、ある面では国保会計は2年前の確定額が定まらんと非常に不安定な要素のある予算だと、見方によっては。そういう意味で、当初予算は非常にある面ではシビアに計上しなければ、たまたまうちの場合は基金があって、その分をぽっと繰り入れることはできるわけですが、非常に財政上不安定な予算になるという見方になろうかと思いますけれども、そういった意味では余りにも大きな当初の計画が狂ったという見方になろうかと思いますけれども、そういった意味では毎年度こういうことではなかったと思いますけれども、特に今年度の補正が、6億8,000万のうち1億といえは約15%あたりの減額ということになりますので、非常に大変な予算かなというふうに思うわけですが、今後にわたってはやっぱりそういう点を留意しながら、9月補正で減額がないような予算、組み方というものを留意をしてほしいということしか私は言えませんが、それなりの努力はしてるとは思います。なお一層注意をして、9月補正でこういうの減額にならんような形の計上してほしいなということを申し添えて終わります。はい、いいです。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第91号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号平成24年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第4 議案第92号平成24年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）について、日程第5 議案第93号平成24年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）について、以上議案第92号から議案第93号までの2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 議案第93号国民健康保険十和診療所の補正予算について1点だけ質問をしてみたいと思いますが、ページは103ページです。

一般管理費の中で今回1,900万の減額補正がなされて、そのうち給与関係がその主な内容ですが、この時期に職員の減ということはどういうことなのか。やめるのか配置転換したのかしか考えようがありませんが、提案説明でなかったと思いますので、その理由について答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 政策監左脇淳君。

○政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長（左脇淳君） 私のほうから十和診療所の

職員手当等の減額につきましてお答えをさせていただきます。

今回の補正につきましては、4月1日の人事異動による職員の異動でございます。具体的に申しますと、予算書の108ページ、ごらんいただきたいと思います。

職員数ということで上げておりますが、事務長が兼務になりまして、十和診療所1名減となっております。それから医療職、看護師が6名のところ5名ということで、1名減となっております。その理由といたしましては、本年4月より十和診療所が土日閉鎖をしております、看護師が大正のほうに1名異動になっております。そうした関係で減額になっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 答弁は明快であったと思うわけですが。

ただ、4月の人事異動に伴ってということになれば、基本的には6月での計上が難しかったから今回になったということしか考えようがないわけですが。ふだんは6月の補正、定例会か、定例ですね。補正かどっちか、補正ですが、その中での計上というのはあり得なかったということなんでしょうか。あなたと向き合う、町長に向き合わないかんですが。

以上です。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げたいと思います。

物理的には6月の補正も可能でありますけれども、例年9月なり12月なりでその分についても整理をして、時間外勤務手当の関係ですとか、育児休業でありますとか、そういったものが一定見込まれる時期を見て、9月補正なりで整理をさせていただいておるところでございます。

（3番田邊哲夫君「そうでしたか。はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９２号平成２４年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第９２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第９２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第９３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９３号平成２４年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第９３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第９３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第６ 議案第９４号平成２４年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について、日程第７ 議案第９５号平成２４年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、以上議案第９４号から議案第９５号までの２議案を一括議題とします。

この２議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第94号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号平成24年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

これより議案第95号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号平成24年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第8 議案第96号平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第9 議案第97号平成24年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第10 議案第98号平成24年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第11 議案第99号平成24年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上議案第96号から議案第99号までの4議案を一括議題とします。

この4議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 議案第96号の簡水についてお伺いをしてみたいと思いますが。

まず地方債の補正が計上されてます。簡易水道事業債を750万増額し、過疎対策事業債を4,760万減額をし、そういった中で一般会計から8,090万の繰り入れをしての補正であるわけですが、わからないのは、本来特別事業会計ですので、例えば簡易水道事業債や過疎対策事業債を使って事業をおこして、本来一般会計からできるだけ繰り入れを減そうというのが基本的な考えではないかなと私は考えるわけですが、今回の補正はそういった町債を減額し、一般会計から8,090万計上をするというこの仕組みといたしますか、理由についてご説明いただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 起債の借入れと一般会計の繰り入れの関係でございます。これは十和簡易水道の借入れにすることが主な変更の内容でございます。

東日本大震災を受けまして、全国防災という考え方で、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要がある、速効性のある防災・減災のための施策ということが提案されてございまして、十和簡易水道についてはこの全国防災というのが該当になりました。それになりまして、補助金等の率は変わりませんが、補助裏に対して、先ほど言いました防災、それから減災事業債等が充てられることになりました。

この起債は、事業主体が例えば簡易水道事業債で借りるのではなくて、一般会計のほうで借り入れて、簡易水道事業債のほうへ繰り入れるということになりまして、それから当初、過疎債を充てておりました。補助残、50%が過疎債、もう50%が簡水債という形で起債を打っておりましたが、過疎債分に対して、先ほど言いました防災・減災事業債のほうで借りれるということになりましたので、その分は一般会計からの繰り入れということ。これ、6,020万になります。この分を一般会計から借りて、過疎債のかわりに、入れかわりにそちらのほうで借りれるということになりましたので、一般会計繰入金がちよっと太ったという形になっております。

それで、この防災・減災事業債は、先ほど総務課長が言いましたように、当初の交付金の算入率等が過疎債よりも若干率が高い起債でございますので、こういう形の起債の繰り

入れになったこととございます。

以上です。

(3 番田邊哲夫君「はい、わかりました。ありがとうございます  
した」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 96 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 96 号平成 24 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
についてを採決します。

議案第 96 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 96 号は原案のとおり可決さ  
れました。

これより議案第 97 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 97 号平成 24 年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算  
（第 1 号）についてを採決します。

議案第 97 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 97 号は原案のとおり可決さ  
れました。

これより議案第 98 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 98 号平成 24 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

議案第 98 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 98 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 99 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 99 号平成 24 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。

議案第 99 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 99 号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第 12 認定第 1 号平成 23 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡峯久雄君。

○19 番（岡峯久雄君） それでは「主要な施策の成果説明書」の中から 2 点お伺いをしたいと思います。

昨日の合同審査で質疑が出なかった分ですけれども、まずページ90ページ。多子世帯の保育料等軽減事業についてでございます。

事業の成果の中に、「過年度分の保育料が滞納となっている世帯に対しては、納付を促すことにつながり、滞納対策にも効果があった」とあります。ということですが、まず滞納世帯数。この事業により効果のあったと判断する、事業によって効果のあったと判断する件数について伺いをしたいと思います。

それと2点目はページの205ページ。所管の委員会でちょっと聞き漏らしましたので、あえて伺いたと思いますけれども、各種イベント助成事業の中の、9月に行われた四国サイクリングプロジェクトのコグウェイ四国について伺いたと思います。

23年度から3年間、100万ずつの補助をするということですが、本年度については県議会、また町議会からも何人かが参加をされるということで、盛り上がりについてはあるのかなというふうなことを感じておりますけれども、昨年について、私も広井小学校で交流会にも参加をさせていただきまして、いろいろと見てまいりました。

そこで、23年度の補助金の100万円の使途、それと、参加者の評価とか感想はどういったものがあつたのかという点と、モデルコースを目指したということですので、その内容について、その3点について伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 多子世帯、確か2年前から行っている事業でございますが、3人目以降につきましては保育料が無料となっております。このことについては多子世帯、ここに書いておりますように、67名、あるいは補助対象で54名というふうになっておりますが、この中でも1子、2子も含めて若干滞納世帯があります。その滞納の世帯についても不公平なしに、第3子については無料化の方向でやっておりますので、そういったことで軽減につながったということで、そういう方について積極的に訪問して、第3子は町の事業で無料ですと。1子、2子につきましても、減免を含めて滞納対策に協力してくださいということを、言って理解していただくようにしています。

そういったことで、若干ではありますが理解していただいて、前年度からは分納とか、あるいは少額でしたら払っていただく世帯が増えたということで、収納率では99%に近い収納率ですが、多子世帯の中で何世帯それが対象者ということは、ちょっと今、資料にございませんので、後でまた報告をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(19番岡峯久雄君「はい」と呼ぶ)

そういったことで、接触の機会が増えたということと、それから、どうしても3人目は払わないよというような人が、3人目は無料なんで、1子、2子について、今まで、減免滞納についてできるだけ協力してくださいというようなことを前年度は強力に推進したんですけども、今年については対策本部で実施規則もできましたので、さらに強制徴収を含めて今現在当たっているというような状況でございます。件数についてはまた報告いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） 私のほうからは205ページの各種イベント事業の中の、四国サイクリング・コグウェイ四国のご質問にお答えをさせていただきます。

このコグウェイ四国ですけれども、環境に優しく、スポーツサイクリングを推進する新たな取組といたしまして、コグウェイ四国実行委員会と協力しまして、第1回コグウェイサイクリングプロジェクトを昨年の9月10日から10日間実施をしたところでございます。そのうち四万十町には9月17日から19日の3日間滞在をしていただきました。

まず最初のご質問といたしまして、100万の使途でございますけれども、事業費の中で、バスの運転手の賃金、それからジャズ、太鼓等の謝礼。いわゆる受け入れ費用としまして9万172円と9万円、それから18万5,000円。トータルで約40万の費用が要っております。

それから、岩本寺、おかみさん市等での四万十町の食材を使った費用として52万2,000円。それからトイレの汲み取り費用、それから寝具、自転車、調理費用として約17万。合計105万8,000円という形になっております。

それから、これはあいにくの、天気が雨で、非常に天候には恵まれませんでしたけれども、アンケートの中では、「今度は晴れたときに四万十川のほうに行きたい」というような感想もいただいている、次回につながるというような回答もいただいているところで

す。

参加者は外国の方が38名、総勢で180名ぐらいが参加していただきましたけれども、中でも10日間のメインイベントというのが四万十町のサイクリング、381を走るというのがメインでございましたので、去年は観光庁長官、そして尾崎知事も参加していただくとともに、そのときに町長からは、2011年、国道381号をサイクリングのメッカとしての宣言も行って、町内外からの自転車愛好者が集う場所として、全国発信もさ

せていただいたところでございます。

コグウェイ実行委員会からは実績報告等、検証も出てきておりますけれども、コグウェイ四国といたしましては、基本的には奈良とか京都などの定番の観光地、そういったものの以外の日本の魅力というものをこの四国で体感していただきたいというコンセプトがございますので、自転車の楽しさを、これからも日本から情報を発信していきたいということで立ち上げた組織でございますので、本年も引き続き四万十町民の皆様方にもご協力をいただきながら、四万十町の良さを国内をはじめ、全国、世界に情報を発信していくように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、先日は台湾からのサイクリング組合の会長さんも本町においでいただいております。本年の10月8日からの岩本寺から十和までのサイクリングには30名が参加していただけるということで、四万十町を訪れていただくことにもなっております。

このこともNHK、メディアにも取り上げていただきまして、全国放送もしていただいたところでございまして、これからも全国にこういったことが取り上げられるように、今年もコグウェイ四国を応援していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） 1点目の保育料の軽減事業についてですけれども、滞納されている家庭というのは本当大変な日常生活を送っているのではないかと想像をされます。

1つは、滞納の原因の1つに、保育料が高いのではないかとというのがあります。というのは、ちょっと高知市から家族で四万十町に移り住んだ方が、高知市より保育料が高いということでちょっと驚いてましたけれども。こんなことも耳にしておりますけれども、保育料の今後の考え方というのはどうなのかというのをちょっとお伺いをしたいと思います。

それと2点目については、高速道路も、延伸も間近に迫りました。町内の観光産業の振興を図るためには有効な事業とは思っておりますけれども、町が予算を拠出しているわけですから、まだちょっと自分がというか、地域にとってもなかなか目に見えないというか、ところがあって、結構、言い方は失礼かもしれませんが、ちょっと振り回されている感じがしないでもありません。だから、行政としてしっかりと連携をして、ある意味、補助を出してる分の、あれば指導とか、いろんな提案等、その分についてはしっかりとやっていただいて、また地域とももっと共有できるような、何かもっと打ち合わせを細かくや

っていただきたいと思います。本年度、来年度と、本年度は間近に迫っておりますけれども、そういったところ、しっかりとお願いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 本町の保育料が高いという、今後の考え方ですけども、保育料の設定につきましては、ある程度国基準の需要に対する収入の、保育料の基準というものがありますけども、その保育料の基準よりは高くない設定でされております。約、国基準の80%前後、2割から3割引ぐらいで設定されていると思うんですけども、7階層ありますので、階層によっては、さらに一人親世帯につきましては無料。それから言いよった第3子についてはすべて所得制限なしに無料と。さらに本町につきましては土曜日の午後保育とか延長保育、その他のさまざまな保育サービスを提供しておりますので、そういった面では現在の保育料はできるだけ維持させていただきたいと。

また、決算にもありますように、1億円程度の保育料を集めさせていただいておりますけども、第3子の関係では2,000万以上の保育料収入をここで減額しております。

さらに今回は、少子化ですけども、今、現場の保育所では特に第3子が無料ということで、就業の機会が増えております。0歳児、1歳児は本来なら保護者が今までだったら見る機会が多かったんですけども、現在は0歳児の受け入れがほとんどの保育所で現在行っておりますので、そういった入所の希望が多くございまして、少子化で子どもの数は少ないんですけども、保育所の定員については今いっぱいいっぱいというような感じでありますので、保育料については、高知市との差がどれだけあるかは今ちょっとわかりませんが、今の現在の現状でさせていただきたいと考えております。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） 私も細かく資料を集めたり勉強したわけじゃないのでわかりませんが、基本的に四万十町は国の基準よりは低いと、設定というのが。

ただ、先ほど例を挙げたのは、その家庭というのは同じ仕事場ですので、所得は変わりません。いろんな所得の関係とかありますんで、その中でも高いということ、幾ら高いというのは聞いてませんが、そういうことがあるので、やはり子育てをする環境としては、町のいろんな負担にもなるのはわかりますけれども、やはりここに、1つはちょっとさみしいと言いましょうか、事業の成果の課題の中に、全部読み上げませんが、3行ある中で一番下段に、「今後も少子化が進むことから、次第に落ち着くものと思われれます」とあります。何かちょっとショックな文言ながですけども。

これは例えば、行政としては1人でも多くの子どもさんが増えることは望んでますよね。町長、そうですね。そうですね、はい。保育料については課長から答弁がありましたけれども、一般質問みたいになってもいきませんので、1つだけお考えをいただきたいのは、なかなか3子から無料と言えども、なかなか大変。当然いろんな家庭が、若い世代は特に所得面でもある一定低いのかなという、勝手に想像しておりますけれども。3子というよりも、2人なら何とかという思いのある方も、いろんなご都合がある中で、家庭の中でも、そういう方は多いかなと思います。だから、やっぱり保育料も高い、でも、2人は欲しいという中では、思い切って、例えば子どもでも、1人でも多いほうが良いという。今からの町の、町民の、町を背負っていただく。どんどん時代が流れていきますので、そこらあたりは2子から思い切って保育料を無料にするとか、何か思い切った四万十町ならではの何か政策が打てないものかなというのを思ってます。この基本理念に、「人が元気で生き生きしている地域づくり」ということですので、ぜひここはお考えをさせていただきたいなと思ってます。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 簡単をお願いをしたいと思います。

この成果表の230ページですが、これ、自治区の関係だったと思います。

今、平成23年度、24年度までに答申をいただくという。「24年度中に答申を受け」と書いてありますが、現在までご苦勞をされて、いろいろやっておられると思いますけれども、その中で例えば予算的な問題です。例えば地域の中で、どういうふうに地域をこれからやっていくのか。そういう中の協議の中で予算的な配分等考えておられるのか、そのあたりをひとつ伺いをしたいと思います。

それから、これが24年度中に答申を受けて、町として最終方針を決定する予定となっておりますが、大体めどとして、町としてはこれを平成25年度中ぐらいに検討して、それから議会のほうへ出していくおつもりなのか、そのあたりをちょっと伺いたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） お答えをいたします。

地域自治区のいわゆる地域協議会、今、検討委員会では、新聞紙上等でも12の地域自

治区の案というものが示されております。その地域の特色ある取組を支援するために、町のほうとしましては一定の財源を確保して、地域の中で話し合いによってその使途も決めていただきたい。そういったような方向性を事務局のほうとしてもご提案をしているところです。

なお、詳しい内容については、先ほど議員さんおっしゃったように、現在、最終的な取りまとめの段階に入っておりますので、そういった素案が出てきましたらまた議会のほうにも、全員協議会等通じて逐一ご報告はしていきたいというふうに考えております。

それから、今後の予定であります、実は来週、第10回目の検討委員会もございます。条例の最終的な素案という部分が今でき上がりつつありますので、日程的にはあと2回ほど検討委員会でもんでいただいて、それを受けて町のほうの、今度は庁議でも我々が検討もしていきたいというふうに考えております。そういった町のまた案も検討委員会のほうにも示しながら、また、議会のほうにもお示しをして、これからさらに住民説明会ということを考えていきますと、来年度いっぱい、恐らく住民説明会のほうにもそういった期間が必要であるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） ありがとうございました。

大事なことは、今までいろんなところで、予算的なことで私どももいろいろ勉強してまいりました。そういう中でソフト事業的なことが多かったかなというふうに思います、見てきたところでは。

ですから、例えばまちづくりとかそういう中でやる上において、いろんな問題が出てくる可能性があるかなと。ですから、行政としてどこまでやはりこの協議会、あるいは地域自治区の中でやれるようなことができるか。やはりそこも検討した上で、検討委員会の中でも検討したほうがいいのではないかなという気がいたしますので、この場を借りて提言をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 後ろのほうで「ない」言われますので、議長にとめられたらいけませんので質問に立ちます。

最初に監査委員さんのほうから質問したいと思いますが、大変23年度の決算、一般会

計、特別会計、多額な決算の中で慎重な審議していただいたことにまず敬意を表したいと思います。

私が気になったのは「監査意見書」の２２ページ、２３ページにあります審査意見の中で、２２ページの大分下の段になるわけですが、１２行目、下からですね、「自主財源の構成割合は２１．４％と前年度より６．２ポイント増加している。これは町税の増加と普通交付税の大幅な減等によるものである」ということで書かれています。

単純に思ったときに、町税は自主財源であると、交付税は、これは依存財源であると。この並列の書き方がどうなのかなというふうに最初思っていました。十分監査委員さんの書いた意図を考えると、いわゆる収入全体の中で交付税が大幅に減ったと。収入に占める割合が、である交付税が減ったので町税が増えたというような形のポイントになるという見方の書き方なのかなというふうに自分なりに判断をしながら今日まで来ましたが、今日は監査委員さんが見えですので、この書いた意味についてご説明いただけたら理解が早まるかなというふうに思っています。

それと、２３ページで、毎年度監査委員から指摘がされるわけですが、当然不納欠損や未済については大変毎年度変わるわけで、内容もわかっていますが。ただ、その中の下の３番、４番ですが、当然補助金、委託金の事業についても毎年決算、監査委員の指摘があるわけですが、委員さんに聞きたいのは、毎年こういう形で書いていますけれども、毎年書かざるを得ん状況にあるというのは、監査委員の中では当然内容を精査されてますので、やはり２３年度も同じように執行部の中で対処されてないという意味があって、今年度も決算の中で書かざるを得んという指摘なのかなのかなのか。

また、財産（基金）ですが、当然書かれているように、当たり前のことを今回特に書いているように思うわけですが、これは何か監査の中で書かざるを得ん状況にあって書かれたのかなのかなのか、まず監査委員さんにお伺いをしたいと思いますが、３回しかできませんので、引き続き決算の内容についてお伺いをしてみたいと思います。

町長、私、成果説明書、ずっと一応細かく目を通しました。昨年度の成果説明書の倍以上のボリュームです、与えられた説明書は。非常に執行部の中の方々、努力されて、他の職員もでしょうが、評価をしたいというふうに思っていますが。先ほど、岡峯議員からもこの成果の、各ページにわたって事業の成果ということの中に、それぞれ書いていることは書いてます。指摘があったように、岡峯議員からも、すべてとは言いませんけれども、本当に事業の成果として書いてるのかなというのが私自身は非常に疑問に思っています。

昨日、私の所管の委員会では言いましたけれども、個別には言いません。立派に書いてるところもあります。しかし、総じて事業の実施内容をそのまま成果として書いてあるという、私は印象をずっと持ってます、読んで。すべてのページ、何ページ、200何十ページありますが、本当に事業の成果としてそれぞれの所管が評価をして書いたのかな。内容をそのまま書いてみたりしてるところが多々ありますので、私の見た感想です。町長が目をじっくり通されたかどうかはわかりませんが。一回、もし終わって、見てください。これは成果とは言えん部分がたくさんあります。個別に言うと、また失礼に当たりますので言いませんが、ほとんど実施内容を個別に書いてるだけです。今年度こういう事業をやった。さっき岡峯議員もあつた、非常にその成果を見ても、何ながよと。じゃ、今年度、23年度やった事業を今後どうすべきなのか。町民と、実績が上がってきた、評価がある、続けないかん。やはり適切でなければ直さないかんという評価が、私は事業の成果じゃないかなと、私が執行部におればそういう形で書きます。読んでください。皆さん、執行部読んでいると思いますが、自分の所管の課も含めて、もう一度課の職員でこの成果のあり方、考えてほしいと思います。そういうことを言って歳入から入ります。

まず決算書の前に基金の問題で、22年度の基金の普通会計が55億7,000万余り、23年度は62億7,000万の決算額。普通会計で7億基金が増えてます。特別会計では61億余りが22年度の決算額。23年度が67億で約6億円特別会計で基金が増えてます。

そういった中で、決算書の40ページ、41ページを執行部の方、ごらんになっていただきたいと思いますが。ここに、財産収入の中で、財産運用収入、利子及び配当金、基金運用収入が1,743万2,000円余り計上されてます。この額は、22年度決算書を見ました、ほぼ前年度並みの基金運用収入です。十分中身がわからんままに言葉と金額だけを言うわけですが。先ほど言いましたように、基金は普通会計で7億円1年間に増えてます。1年間に7億円増えて、基金運用収入というのが22年度並みの収入ということは、どういうことなのかなと。運用の収入はどういう形で、どう運用するかによって、ひょっとすれば基金の収入は、運用の収入が増えるんじゃないかというふうに疑問に思いましたので質問いたしました。答弁をお願いします。

それと、その下ですか、不動産の売り払い収入があつて、金上野の団地分譲収入が2,300万余りの決算内容です。では、23年度、何区画これの金額が、売却区画としてできたのか、24年度以降残ったのは何区画あるのか。あるとするならば、今後いつまで町

の土地として分譲をずっとしていくのか。その点についてお伺いしたいというふうに思っています。

それでは歳出に入っていきますが、まず成果表の説明書の23ページ、建設課に関する事業説明がされてます。それは23年度の工事の概要です。住環境の整備です。

町長、私、住環境基本計画も3月に議会でも可決になりました。旧大正町は約、世帯、戸数の10%余りを町営住宅で占めていました。四万十町になって町営住宅の占有率といえますか、建設率がどうか、ここに財産資料もあるわけですが、詳しく見てないわけですが。この中で、恐らく計画書の中では、今後、町の町営住宅の建設のあり方について、どれくらいを目標として今後進めてくとかいうのがなかったのではないかなというふうに思っていますので、その点、町長、今後、町営住宅のあり方についてどう考えているのか、お伺いをしてみたいというふうに思います。

墓地の関係については聞きたかったですが、決算書にありますので、先ほどの補正の中でいろいろ質問しましたので、またそのうちお聞きをしてみたいというふうに思っています。

それと、41ページですが、これは総務課に関する、防災対策室の災害に備える安全なまちづくりで、事業費というのは1,700万。その事業内容は食料品や毛布等、災害に対する備品等の整備の決算が出されています。それぞれ地域地域で備品等の備蓄が進んでいることは私も承知をしていますが、町として今後ですが、どれくらいの率で、町民が今1万8,000人くらいでしょうか、わかりませんが、どれくらいの方々に対してこういった食料、毛布等の備蓄を進めていくという目標立っての、こういう毎年度の予算の出し方をしているのか、その点についてお伺いをしてみたいというふうに思います。

それと、50ページになりますが、教育委員会です。金額が427万9,000円です。それぞれ各学校に対する補助金の出し方ですが、ただ、この決算書の事業の実施内容を見ると、小学校のところで補助金を交付してない学校が5校ほどあるがですね。これは学校として、いや、うちは十分学力については自信があるということで、補助金も必要ないということで、この5校は補助金を交付を受けなかったのかどうなのか、ちょっとわかりませんので、よろしくお願いします。

それでは129ページ、健康福祉課です。金額は4,823万5,000円です。このこいのぼり荘の、いわゆる支援ハウスなごみという、こいのぼり荘に続いて支援ハウスなごみという施設があるわけですが、これは介護保険対象の施設であったのかどうかの

う点と、こいのぼり荘のような施設は大正にも青空というのが、同じ内容の施設なのかなと。私の認識ですので、すみません。そうであれば内容が、同じような職員等の従事について、されているのかどうなのか。青空のほうは知っていますが、ちょっとこいのぼり荘の実態がちょっと。過去に視察に行った記憶もあるわけですが、もしよろしければお答えをいただきたいというふうに思ってます。

それだけにします。以上です。

○議長（宮地章一君） 監査委員松本悟志君。

○代表監査委員（松本悟志君） まず自主財源の構成割合の件でございます。

今、確かに改めて考えてみますと、ちょっと説明不足というものがあつたかもしれません。ちょっと反省しております。

ちょっと10ページをあけていただきたいと思います。確認でございますけれども、この歳入の表の中で1番、12番、13番、16、17、18、19、20、これが自主財源でございます。そして、それ以外は依存財源ということになるわけです。

ここで意見書として掲げたのが自主財源、それから依存財源の根幹となる費目を掲げて言いました。ですので、自主財源についての、町税でございますけれども、これについては金額的には約1億増ということです。それから普通交付税につきましては減の2億ということでございます。ただ増減だけを捉えてみますと、自主財源の関係では一番大きなウェートを占めておるのが、23年度につきましては繰入金でございます。それから依存財源につきましては、いわゆる増減の関係でございますけれども、占めているのは国・県支出金とか町債でございます。ただ、自分が文言として出したのが、先ほど言いましたように、根幹である費目を掲げて、ここへ書いたということです。ですので、普通交付税等になるわけですが、これの、やっぱり依存財源の減が大きく響いてから、自主財源のポイントそのものは高くなりましたよということを言いたかったわけです。それで、根幹になる財源だけを上げましたので、ちょっとどうかなという部分があつたというふうに思います。

結局自分の言いたいのは、自主財源が増になったのは、いわゆる自力による、自分の力ですね、自力によるいわゆるポイント増だけではありませんよということを言いたかったわけです。結果的には、それで依存財源が減額となったので、おのずと自主財源の部分の割合も、構成が高くなったですよということです。

ちなみに言ってみますと、11ページに書いてありますように、自主財源そのものは6

億増になっておるわけです。が、しかし、隣の10ページの表を見てもわかりますように、依存財源は6億どころじゃないです、減は。そういうことでございます。

それから、事務事業の3番の補助金であります。

議員さんが言われるように、ここ数年指摘はさせていただいております。というのは、やはりいかに補助事業を多く取り扱っているかということが言えるかと思います。それで、今まで私どもが指摘した分については是正もさせていただいておるというふうに思います。

ただ、今回また見た中で、やっぱり似たようなことがあるわけです。毎年度剰余金があるのに、その剰余金があるといっても、多少の剰余金じゃないがですよ。補助金額と比較したときの一定の、ある程度の剰余金があるわけです。そういうのが毎年のように続いておるのに、いわゆる十分な検討・見直しをせず、毎年同じ額が交付されておるわけですよ。それで、そういうのはやっぱり見直しせないかんがじゃないかということ、そのときは言っておるわけです。ですので、剰余金があるなしにかかわらず、やはり補助金事業と補助金額との適正化言いますか、それはやっぱり常に新しい角度で毎年検証しながら決定をせないかんというふうに思うところでございます。

それで、何言いますか、ひどいと言いますか、実績報告等の審査の中で、最初の補助申請の書類と実績報告書の書類のみの比較だけですよ。というのは、いわゆる帳簿とか領収書等も見ずに、実績報告等を預かって交付をしたという事業も見られました。

それから4番の財産の関係ですけれども、土地については、23年度についてはGIS方式から登記簿面積にかえて、今回はがっちり面積等については台帳というか、整備もされましたよということではありますけれども、これはあくまでも登記簿面積でございます。台帳面積イコール登記簿面積であります。が、しかし、聞くところによりますと、登記簿面積と実面積の違いはあるわけです。若干あるようです。が、しかし、それに対する管理はどうなっておりますかということです。だから、これからの課題としては、その管理・運用とかいうような面で見てもみると、台帳面積と実面積との相違ですね、その分。それから、これ、なかなか難しいところでございますけれども、未登記分もあるわけです。だから、これも前々から言われておりますけれども、やっぱりなかなか現実としてできない部分があるわけですよ。それは承知の上で言っておるわけですが。だから課題としては、そういうまだ未登記分の整備とか管理とかいうのもありますよということです。

それから遊休土地とか建物は、先達での議会の一般質問じゃないか、質問ですか、にもありましたように、ほとんどそういうことはなくなったよということでした。が、しかし、まだ全部なくなったということではありません。ですので、それらをも課題としては残りますよということ。

それと財産の貸し付けですよね。いわゆる町有地を貸し付けておる土地がかなりあります。それについてもピンからキリと言いますか、例えば電柱の貸し付けとか、そんなようなものもありますけれども、個人が利用して、個人が借っておる貸付財産もあるわけです。ですので、それらについては今からどう考えるかということですよ。いつまでも、言うたら四万十町が不動産屋みたいになってもいかんですよ。ですので、それらも含めて、今後の課題として残りますよということを言いたかったです。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 先に私のほうから2点、お答えをしたいと思います。

まず成果説明でございますが、確かに議員さんおっしゃられるとおり、十分な事業の成果の総括ができていないのではないかなというふうにも思います。

事業を行うに当たってはPDCA、計画をして実行をしてチェックをして、次のアクションにつなげていくと、そこが非常に重要。その中でもCのチェックの部分が重要であろうというふうに思います。

今年の成果説明については議員さんおっしゃられるとおり、非常に分厚いものになっておりまして、かなりの事業を盛り込んでおりますが、中には例年行っておる事務的な事業等もございます。そういったものについては非常にその成果も書きづらいということもありますが、確かに言われるとおりでございます。成果説明をもうちょっと絞り込んで、主要な事業に絞り込んでいくのか、そこについても検討しなければなりません、いずれにしても1年の事業のチェック、それを行って、次の事業へつなげていくということが重要でございますので、その点についてはまた庁議のほうで検討もしてまいりたいというふうに思っております。

それと、住宅の今後の考え方でございますが、四万十町といたしましては非常に古い住宅がまだ数多くございます。耐震改修とか、そういったものも行わなければなりません、まずそれを最優先でやっていきたいというふうに思っております。

住宅に困窮されていると、特に若い方々を中心にそういった話も聞くわけでございますので、そういった町民の皆さんの思いも大切にしながら、古い住宅の改修等、それから若

者住宅の建設とか、そこらあたりのバランスをとりながら、財政的なものも見ながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（宮地章一君） 会計管理者林正憲君。

○会計管理者（林正憲君） お答えします。

ページ41ページの基金運用収入、細節の部分ですが、これにつきましては一般会計の基金を定期預金にしております、その利息でございます。

それから、もう一点。22年度と比較して23年度については基金が増額しているにもかかわらず、利息が22年度と同じぐらいであるのはどうしてかというご質問だったかと思えます。

これにつきましては、必要に応じて基金を取り崩したり、また、新規に積み立てを行っております。数値的なことについては、ここで具体的には申し上げることはできませんが、資料ありませんので、ただ、定額預金する場合、当分使う、余裕がありますよという場合には、できるだけ高額の金利を打っていただくように、1年半とかいう形で定期預金をします。する場合があります。そういう関係で、基金が増えても、その年度内に満期が来なければ利子が入ってきませんので、そういう関係で基金額が増えても利息が増えないというところは、そういうところから来ているんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 歳入の財産収入、土地売り払い収入の分の件ですが、本年度2,337万8,348円。これは金上野団地の分譲収入ということで上がっております。この分が23年度中、5区画の分譲代金となっております。

ご存じのように、金上野分譲団地につきましては平成21年度に造成工事を行いました、22年度から全区画で33区画分譲開始いたしまして、22年度に6区画、23年度、今言いました5区画。それで、24年度、今日現在まで、今、契約済みが4区画です。のトータル15区画が今日現在の契約済みの売れた区画数となっております。

ということは、残り、残が17区画ということで、今後いつまでかというご質問もあったと思いますが、ここ去年、東北の地震等ありました関係もありまして、現在、近隣の市町村、例えばお隣の黒潮町とか中土佐町からの問い合わせいいますか、状況の問い合わせもありまして、今年度の区画の分譲の中には、四万十市の方も含めまして、町外の方が3区画購入いたしました。

分議開始から現在、2年半たっております。開始当初につきましては3年をめどにということで、前前田町長のほうからの議会答弁もありまして、自分たちも3年を目指して頑張ってやっていたところですが、2年半たってようやく半分という結果が、今現在、実績が出ておりますので、あと、そういういろんな震災絡みとか、津波対策絡みもありますので、もう少し長い目で見ていただきまして、あと何年というちょっと区切りはまだようしてないですが、分議したいと考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 成果説明書の41ページの災害の備蓄品の関係をお答えしたいと思います。

まず、一体どれぐらいの備蓄品があればいいのかということですが、これも非常に難しい問題でございまして、現在の地域防災計画では、避難所で避難所生活を送ると予想されておる人数は949人ということ、約1,000人ということにはなっております。けども、新しい想定で、年末までにはその被害想定なども出る予定にはなっておりますけれども、そういった1,000人未満の避難所生活というような想定ではきっとなくなるといって、そういう被害想定も待たなければなりませんけれども、少なくとも2,000人分の食料、水、毛布などは準備しておく必要が少なくともあろうかというふうに思っております。

現在の備蓄品の状況ですが、町で備蓄しているものでありまして、自主防災組織とかで備蓄しているものは除いておりますけれども、食料では8,700食。これは2,000人が避難所生活を送ることになりますと、1日3食の最低3日間が必要だと思っておりますが、ということになりますと1万8,000食ということが必要ですので、まだ1万食ぐらいは不足しておる状況ではないかというふうに思っております。飲料水については1万4,000ℓを備蓄しております。2,000人が1日3ℓ必要だと言われておりますので、3日間ですと、同じように1万8,000ℓということでして、こちらはあと4,000ℓぐらい備蓄をすれば、その数には足るのかなという計算になります。それから毛布については1,700枚を備蓄しておりますので、2,000人とししますと、300とか500とかいう数字でその2,000には足りるということになるわけですが、被害想定が明らかになった段階では、もう少し大きい数が必要ではないかというふうには考えております。

それと、例えば食料ですけれども、興津地区につきましてはそういったレトルトとかの備蓄食料ではなくて玄米を、1,000人の世帯が1週間生活ができるというような形で、玄米、米を備蓄するということもしております。そして水についても、今年度導入予定にもなっておりますけれども、例えばプールの水を飲料水として飲めるように浄化装置を何台か入れるようにもしております。そういった形で食料、飲料水も、そうした備蓄品だけではなくて、いろいろな形で対応できるようなことも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 50ページの校内研究支援事業補助金の、利用していない学校が、小学校で昨年度は6校ございました。その理由ということになろうかと思えますけれども、それぞれ学校では、小・中学校では独自の対策、その学校の課題に応じた学力向上等の対策は当然行っております。

その中でこの補助金を利用していないというところはございますが、中部教育事務所でありますとか附属小学校とかで講師を招へいして、そういう校内研究なり公開授業等に取り組む場合は、費用がこちらでは発生をいたしませんので、そういう講師を招へいしている学校もございます。

それで、主にここで活用されているのは、県外からの講師でありますとか、職員が県外に研修に、通常配当されておる予算以外に、そういうところへ研修に行くという場合にこの事業を利用して、県外研修、先進校視察等研修に、また、中央で開かれますいろいろな研修等に参加をしております。

それと、これとは別に、学力向上対策事業という、こちらのほうは一律の全校への補助金。少額ではございますが、そちらのほうで一定の旅費の、講師の謝金であるとか、講師等については費用も賄えるというところで、それを利用している学校等も当然あります。

できれば学校教育課としましては、より現在、校内で、学校内だけでの協議ではなくて、新しいところ、新しいというか、ほかの、町外での取組であるとか、いろいろな取組も見えていただいて、自分ところにどの取組を適用するか、この取組を取り入れたいと、そういう研究をしていただきたいということでこの事業を実施しておりますので、学校側には極力利用していただくようにということでお願いをしており、年々この利用率は上がっております。今年度も希望以外のところには、こちらからもまたお話をさせていただいて、追加でやっていただいたところもありますので、今後ともそういう対応で、積極的に

取り入れて、それぞれの学校の課題解消、教職員先生方の資質向上を図っていただきたいと考えているところです。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えします。

成果説明書の129ページでございますが、なごみとこいのぼり荘が、両施設とも介護保険施設かどうかということでございますが、両施設とも介護保険施設ではありません。

これは、ここの説明のほうにもありますけれども、ケアハウスのような要素がありまして、町内に居住する概ね65歳以上の一人暮らし、または夫婦のみの世帯で、高齢等のために独立して生活に不安がある人、そういう方が入る施設でありまして、低料金で入れるということであります。

以上です。

それから、大正のほうにも青空というのがありますけれども、順序的に考えてみますには、青空はかなり軽度な人が入ってますので、青空、なごみ、それとこいのぼり荘、そういった特別養護老人ホームというような形になろうかと思えます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） おおよそわかりました。

ただ、監査委員さんから答弁がありました。指摘をした例えば補助金等については、それぞれの課の中では指摘したら直ったけれども、まだまだほかの課でも補助金の支出のあり方、交付のあり方について問題があるという答弁もいただきました。当然監査委員さんから恐らく、わかりませんが、課別に、事業名に、それぞれ担当課を呼んで指摘をしてもらったんだろうというふうに勝手に思ってますが、毎年度毎年度こういうことの指摘がないように、町長、お願いをしておきたいというふうに思っています。

それと、これで終わりますが、本当に去年度の成果説明書の倍以上の厚さです。本当に大変な思いで書かれたとは思って一生懸命読んだつもりですが。ただ、残念ながら自分が見るのは、やっぱり予算を自分たちが可決をして、本当に執行がどうであったか、私のチェックすべき、議員としての努めだと思って大体読みましたけれども、残念ながら先ほど言いましたように、ただ、支援に取り組んでいく、推進しました、事業を実施しましたでは、これは事業の、先ほどの、実施ですので、成果は、取り組んだ結果はどうかということが私は、自身は見たいわけですので、24年度の決算を、成果説明書を期待して、答弁は要りませんが、終わります。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 先ほど、すみません、岡峯議員さんの追加のお答えですけども、23年度では実人数として55人の方の過年度の滞納者がございました。そのうち、第3子に該当されているのが9名でございます。その9名で接触いたしまして、全員の方に分納誓約とりまして、過年度収入では、40万円近くの過年度収入をその9人から上げさせてもらってますので、ご理解いただきたいと思います。またさらに接触の機会を多くしたいと思います。

それと、ちょっと高知市の関係で言われておりまして、高知市、本町とどう違うかということですけども、若干、保育料は余り差がないと思うんです。ただ、今年4月1日から第2子の軽減割合が保育料の3分の1になったということ。それで、本町の場合は保育料は2分の1です。それで、そういうことで、ただ、高知市の場合は第3子については、県の規定によります補助金対象の方のみと。ただ、本町については所得制限なしに全員が無料ですので、第3子まで行ければうちのほうが安い。第2子になれば若干、おっしゃったように高知市のほうが安いというようなことで、自治体によつての制度で差異がありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

堀本伸一君。

10番（堀本伸一君） 23年度決算で、特別会計の中で1点だけ、住宅新築資金の貸付事業、このことについて1点質問をしたいというふうに思います。質問と意見という中身になろうかというふうに思うわけですけども。

今回の決算については合同審査をしながら、そして本会議で臨むという形になりました。これまで決算特別委員会を開催しながら、立ち上げながら、そこで対応してきたという経過があるわけですけども、私もその委員に選考されたときには必ずこの問題に触れてきたという経過があります。今回、合同審査の中での本会議ということでもあります。

で、特別委員会でなくして、今回は高瀬町長がおいでしますので、町長にこの問題を、今後の方針、考え方ということについてお伺いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

この新築資金の取扱については滞納の問題が問題化されて、必ず決算時には他の滞納問題等踏まえて、必ずこの問題も質疑に上がってくる中身であります。議題とされる中身であります。

当然借ったものは返さなきゃならないということが基本であります。しかし、一口にそれで結べない複雑な状況もあろうかというふうに私は認識をしておるところがあります。ですから、私の、この新築資金を貸し付けた方々、あるいはその地域等々に若干私も詳しい関係の中にありますので、そういった問題も踏まえて、この問題を今後、四万十町としてこの大変な問題を、もはや担当課で整理をし、対応していく処理に当たれる状況でない要因がたくさんあるのではないかなというふうに私は思っております。

ですから議会の立場から滞納処理についてさまざまな意見があるわけですがけれども、これはこの事業、この制度、事業を活用した取組をされた内容等々をやはり知りながら、徴収体制に対する取組の質疑、そして対案を示していかなければ、私は将来が見えないのではないかなというふうに感じておるところがありますので、そういった件について、担当ではそれぞれ説明を受けております。大変な状況であります。この問題を抱える担当は大変でありますし、これまでも懸命な取組をされてきております、町長。ですから、それには限界があるというふうに思いますし、各議員から質疑をされた内容での取組では、次年度に生かして成果が多大に上がるというような状況が見えないのではないかなというふうに私は捉えております。ですから、今後において、この四万十町が抱えるこの課題を、こういった形で将来的には成果を上げていくという考えがあるのか、高瀬町長にその考えについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） この住宅新築資金の貸付事業については、四万十町が発足をしてからずっと大きな課題で残っておりまして、なるべく、本音を言えば、行政としては触れられたくないというような問題でもあったかなというふうに思っております。

しかし、例年多額の滞納ということで出てきておりますし、また、繰入金も年間何百万かやっている状況であります。担当課としましては裁判所のほうへ届け出をして、債務の整理、そういったものも行っていることもあります、年に何件かは。

ただ、そういったことではなかなか追いつかない状況でございますし、そしたら四万十町としてどうするのかということでございますが、確かに担当課のほうでは対応はし切れない状況にあるということは十分承知をいたしております。

現在、町のほうには滞納整理本部も構えておりますし、また、税務課のほうには税外の徴収班、そういったものも新たに24年度から設置をしたところでございますが、そういった状況等も勘案もしながら、滞納整理本部等でまた議論もしていただいて、なるだけ町としては早い時期にこの住宅新築資金についてこういった対応を行っていくのか、それについて結論を出さなければならない時期には来ているのかなという思いもいたします。

具体的にどういうふうにしていくのかということについてはまだ十分な協議もなされていないところでございますけれども、これについてはできるだけ早い時期に町としての姿勢、そういったものもお示しをしていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 堀本伸一君。

10番（堀本伸一君） 高瀬町長としても頭を痛めるところではあろうというふうに思うわけですが。

私、この問題を踏まえて、高瀬町長が誕生をして、高瀬町長の発案として、この四万十町でしかできないまちづくりというようなことで5本の柱も立ち上げて事業をやっておられます。素晴らしいことだというふうに評価をするわけですが、この新築資金の問題等についても、私は高瀬町長でなければ中身がわからない区分がたくさんあると、このように捉えております。ですから、今回せっかくの機会でありますので、町長とこの問題を議論して、将来に生かす政策ということを議論してみたいなというふうに思っておったわけですが。

税の問題のように義務が発生する問題でありますと、滞納の問題で、一般的に四万十町でこれだけの滞納額がありますということは広報を通じ、あるいは「議会だより」を通じて町民にお知らせをしていくという内容もありますが、これは税の問題になると広く、全体でありますから、限定がしにくいというふうに私は思います、滞納者がですね。だから、そういうような状況の中で、新築資金の滞納額も併せて、同じように一般広報されます、お知らせができます、今はね。

が、しかし、この新築資金は、一定、一般的にはなく、それを借り入れて対処しておる相手方が地域的にも限定をされてくるという、私は1つ考えを持っております。このことを捉えても果たしてそれで、今は公開的な内容があります。しかし、それに即して、取り

扱いとしてもそれでいいのかなと。そういうことがこの事業の目的であったのかなと、当初から。ですから、そういったことも踏まえて、やはり地域の実態が十分把握できた上でなければ、私は成果につながらないというふうに思っております。

じゃ、どうしようかということになりますので、私は、高瀬町長はそこが十分理解ができておられるというふうに私、思っておりますので、特別にということになるかもしれませんが、担当課が努力をしながら対応していく中では、成果につながるには、やはりそういった地域の実態、それからこの制度・事業がどうして生まれたのかということも十分熟知をした、教育が行き届いた職員が、勉強して、そして、それに当たる対策本部、これは滞納整理の本部はあるわけですが、特にそういった、本町としても取組をして、一体となって関係者との交流をどれだけ持つかというような状況の中で、実態を十分知った上で対応していく。それで、わずかずつでも町に収入として入る状況をつくり上げていくという形がないと、私は、私がこんな限定的に言い切ることはできませんけれども、成果につながりにくいのではないかなと。じゃ、そういうことを繰り返し、今から四万十町として向こう10年、15年というような状況で、貸し付けた25年という問題もありますので、そういうことがだんだん的に関係をしていきますし、それに対して対処を町長はどう考えておるかというところで質問をしたわけですが、そういった形を町長、高瀬町長でなければ、私はできないというふうに考えておるわけですが、方法としてはそういうこと。

それからもう一方では、町にですよ、町がこれを借り換えてというような状況がありますので、町にこのことがやはり影響を及ぼす、損害を与えていくということは非常に私も心苦しいところがあるわけですが、何としても町にそういう影響がない状況をつくり上げていくということが大事であろうというふうに思っております。

ですから、一方では担当課を中心に取組むには、そういった対策をつくる職員体制をつくりながら関係者と対応をして、ソフト面から事情をしっかりと把握した上での取組をして、1万円の1つでも多く収入が得られるような状況をつくり上げていくこと。

一方では、行政として、これは町長、やはり四万十町に限らず、そういった地域を抱えた自治体は県下たくさんあるわけですから、そういったトップ、ナンバー2あたりとは、さらには議会議長あたりと、その抱えた課題は同じでありますから、そういったことも捉えて、将来的対処の方法としては、やはりこれは国策でやった中身でありますから、国にもそういった状況で、市町村には傷を与えないという状況の国策を、政治的に取り決めを

してもらおう取組を早急に私はやるべきじゃないかなと。これは21年か2年ごろの決算の特別委員会の中でも私、意見として上げました。委員の中でもそういう議論が激しくある中で、私も特に詳しく事情を説明して、意見として上げた経過もあるわけですがけれども。

そういったことがありますので、決算たびにやはり不納欠損、あるいは未納の問題等々を常に議論になるわけですから、少しは前へ踏み込んでいく状況をつくり上げるために、そういったような私は考えも持っておるわけですがけれども、そこを併せて、私も町長が高瀬町長でなければこの質問内容はよう上げません。しかし、高瀬町長ゆえに今回質問を上げたわけですがけれども、そういった区分も踏まえて、やはりしっかりと四万十町が今後関係者にも、四万十町そのものもやはり損害を与えない状況をいかにつくっていくかということについては、今言った私の考えも踏まえて、将来的な取組をお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） この事業については、担当のほうからいろいろ実情を聞きますと、非常に難しい面がございます。

連帯保証人と貸付者がそれぞれこの事業を利用しているとかいうような実情もございます、そういったところまでなかなか踏み込むところもできないわけですが、いずれにしても、時間を置けば置くほど難しくなってきます。それは十分わかっておりますし、それと県内の各市町村でもやっぱり同じような問題はあろうかというふうに思います。そういった県内の他の自治体との情報の共有等も図りながら、できれば同じ目線で同じ取扱的なものもぜひ構築をしていきたいなというふうに思います。

それと先ほど議員さんからご提案のありましたような、地域の実情に詳しい職員なり担当がこれに当たるということも1つは方法ではないかなと思います。若い職員がなかなか地域のほうへ行って、納入についてお願いをしても、それは非常に難しいということは十分承知もできますし、その辺も含めて少し真剣に考えてみたいと思います。

（10番堀本伸一君「終わります」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは1点だけお伺いをします。

この問題は本当に身近な町民の方々から、行政のほうにも聞いていただきたいということがありましたので、私は先達での総務委員会の中でも担当課長さんにはお聞きしました

けれども、そういった内容をなかなか町民の皆さんにお伝えすることができませんので、この場をお借りして執行部の考え方も町民の皆様方に聞いていただきたいと思いますと思いまして、再度ここで質問させていただきますけれども。

228ページにはケーブルテレビでの行政放送ということが書かれております。これが果たして行政放送になるかどうかは判断できませんけれども、委員会で質問いたしました、火事になったときの、サイレンが鳴った後での、屋外告知機を使って消防のほうから告知されますけれども、部屋の中にいたり、あるいは町の中、窪川街分では非常に何を言っているのか聞き取りづらいと、こういったことも実際にあります。

だから、そこで多くの町民の方々から、ケーブルテレビをそこでつけたら、行政放送番組か何かのときにテロップでもいいから、ただいまの消防の火事のサイレンは、どこそこ地区の例えば山火事でありますとか民家の火事でありますとか、そういった大まかなお知らせでいいと思うんですけれども、それがぜひできないかなという本当に身近な要望が多く寄せられますので、そこあたりについてもう一度担当課長の答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

ただいまの議員さんのご指摘は我々といいますか、役場にも住民の方からたびたびそういったことができないかという問い合わせ等もされておるところでございまして、検討もしておるところでございますけれども、現在のところ、消防署のほうに緊急の通報が入りますと、やはり数名の、特に夜間とかいうことになりますと、数名の職員で関係機関、団とか警察、そういったところからの電話の問い合わせへの対応、また、一般の方からの電話の問い合わせも一気にかかるようになりますので、そういったこともしながら屋外告知放送で放送を流すといったところが今のところ手いっぱいな状況ではございます。

ただ、議員さんからもおっしゃられましたように、ケーブルテレビなどでテロップを流すことによって、一般の方からの電話の問い合わせは激減するということも考えられますので、そういったところは引き続き消防署のほうと協議をさせていただきたいと思っております。

それと、役場総務課の防災担当でありますとか、ケーブルの地域振興公社などとも協議はさせていただいて、なるべくできるような方向では考えてみたいというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第１号平成２３年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

認定第１号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、認定第１号は認定することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１３ 議案第１００号平成２４年度四万十町本庁 西庁舎新築工事請負契約の締結について、日程第１４ 議案第１０１号平成２４年度四万十町本庁 東庁舎新築工事請負契約の締結について、以上議案第１００号から議案第１０１号までの２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第１００号と１０１号の提案理由の説明を差し上げます前に、今回、追加で提案を行いました請負契約の議案全体に対する考え方、そして、今問題になっております国土交通省、また、高知県で行われた談合の問題等について、まず町の考え方を述べさせていただきまして、その後、提案理由の説明を差し上げたいというふうに思います。

まず、今回の談合報道に対する町としての考え方でございますが、９月５日に初めて報道のありました高知県内の談合問題につきましては、今、連日のように新聞等で取り上げられている大きな問題でございます。

国土交通省の出先機関や高知県の発注の土木工事で、昨年の１２月までとはいえ、４年

間の長きにわたりまして談合が行われてきたと指摘をされており、また、発注者側からの情報提供もあり、官製談合とも報道されている事件で、当事者ではありませんけれども、同じような公共工事の発注者として、四万十町としても残念であり、許しがたい事件でございます。自分の会社、あるいは他の会社の利益のために談合が行われていましたことは高知県内の土木業者への信用を失墜させ、発注者側へも多大な迷惑をかける結果というふうになっております。

現時点での情報は新聞やニュースでの報道しかありませんので、談合を主導したと報道をされた3社以外には、どの業者がどのような工事で、どのような形で談合にかかわったかは公表されていないため、かかわったのが1件だけなのか、また数件なのか、また毎回なのかもわかりませんし、どの程度のかかわりなのかもわかっておりません。

現段階は処分案の通知の段階でありまして、今後発表されます公正取引委員会の処分によって最終的に決定をされるものというふうに考えております。

このことについて四万十町としての対応でございますが、どこかで線引きをしなければなりません。町といたしましては9月5日の新聞報道の時点を考えておりまして、その時点で既に公告、あるいは指名等を行い、正式な手続によって入札、また落札の決定及び仮契約を済ませたものにつきましては入札の手続、あるいは法的に問題があるわけではなく、粛々と契約事務を行い、9月6日以降につきましては指名等、新たな契約手続を行わないよう、当面の間、延期といたしておりましたので、今後におきましては高知県、高知市のように特例要綱を制定し、対応するかなど検討してまいりたいというふうに考えております。また、現在の入札制度の検証や発注方法などの見直しも含め、検討していくような委員会の設置もぜひ考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今回提案をさせていただきます7つの契約議案につきましては、6件は四万十町のシンボルとなる本庁舎建設工事に関係をするものでございまして、平成24年7月30日に公告をし、条件付特定建設工事共同企業体型の一般競争入札で、8月30日に入札、9月5日に仮契約を締結したもので、多くの町内業者が契約の相手方となっておりますし、残りの1件につきましては海洋堂ホビー館四万十町の完成を目指した工事であり、8月21日に指名をし、9月6日入札、9月10日仮契約を締結した工事で、国庫補助金の関係で、年度を超えて繰り越しができない事業でございます。

今回の入札に関しましては、それぞれの業者から独占禁止法の規定に違反する行為を行っていない旨の誓約書もいただいておりますし、また、先ほど申しましたように、入札の

手続、あるいは法的に問題があるわけではありませんので、ぜひご理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、議案第100号と101号の2件について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げます四万十町本庁新築工事請負契約の締結に係ります2つの議案は、築後50年が経過をしたことによります老朽化や、行政部門の分散化等の課題の解決を図るとともに、合併後6年が経過をした四万十町のまちづくりの拠点、あるいは南海・東南海地震に備える庁舎としての拠点として、本庁舎整備を行うものでございます。

まず議案第100号西庁舎新築工事でございますが、この工事は西庁舎の主に建築主体工事でございます。工事内容につきましては、JR窪川駅西側の面積3,901.82㎡の敷地に木造鉄骨づくり、鉄筋コンクリートづくりの混構造による3階建てで、木造部分及び内・外装に町有林の間伐材をふんだんに使用した建物を建築するものでございます。

この入札状況についてでございますが、先ほども申し上げましたが、去る7月30日、四万十町公告第40号によりまして、条件付一般競争入札の公告を行いました。その結果、5社より入札参加の申請がありまして、参加資格等を確認後、8月30日に競争入札を行うことといたしておりましたけれども、事前に1社より辞退届が提出をされましたので、4社による競争入札に付しましたところ、入交・田邊・郷田特定建設工事共同企業体が7億7,000万円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税3,850万円を加えました8億850万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

続いて、議案第101号東庁舎新築工事でございます。

この工事は東庁舎の主に建築主体工事でございます。工事内容につきましては、JR窪川駅東側の面積5,393.87㎡の敷地に西庁舎と同様に木造鉄骨づくり、鉄筋コンクリートづくりの混構造による3階建てで、木造部分及び内・外装に西庁舎と同じく町有林の間伐材をふんだんに使用した建物を建築するものでございます。

入札の状況についてでございますが、西庁舎と同じく条件付一般競争入札の公告を行いましたところ、4社より入札参加の申請があり、参加資格等を確認をした後、8月30日に競争入札を行うこととしておりましたが、事前に2社より辞退届が提出をされましたので、2社による競争入札に付しましたところ、和・生田・松井特定建設工事共同企業体が6億6,000万円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税3,

300万円を加えました6億9,300万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

以上2件の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは、この2つの案件について、ただいま町長のほうから提案理由の説明がございましたので、今聞いておりまして何点かお伺いをしたいということがありあすので、お伺いをします。

まず1点目でございますけれども、今の町長の提案理由の説明の中で、「今回の入札を行う中で、落札した業者には独占禁止法には触れていない旨の誓約書を書いてもらっている」というふうに発言されたかなと思います。いま一度、わからない部分がありましたので、誓約書の独占禁止法に関するところで、その誓約書の内容では、例えば今回は本庁舎の建築部門であります。したがって、誓約書の独占禁止法に触れない旨の範囲は、建築部門についての範囲なのか、あるいは当然土木部門も請け負っておりますので、そういった土木部門を含めての独占禁止法には触れていない旨の誓約書なのかちょっとわかりませんので、いま一度そこらあたりのご説明を願いたいと思います。

もう一点でありますけれども、先ほど町長の提案理由の中でもありましたように、今回のこの問題、県民・町民、多くの方々も非常に関心事が高い問題であります。そこで、新聞、あるいはマスコミ等からは連日いろんなことが報道されておりますけれども、その中で、公正取引委員会の、公取の指摘を受け、高知県は県内の全事業者、577社でしたか、に対して、公取からそういった通知を受けたかどうかという質問状を送ったそうでありまして、それが既に県のほうにも返ってきているとは思いますが、そういった重要な問題、大事な問題でありますので、県は県として、県下全体の業者にそういった来たかどうかということを質問をしておりますけれども。

そこで、四万十町としては町内業者、土木請負業者、そんなに多くはないと思うんです

けれども、町内の事業者さんに対しての、そういった公取からの事前通知があったかどうか、どうですかという問い合わせをしたかしてないか、この2点についてまずお伺いをします。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 2点のご質問であったと思います。

まず1点目は独占禁止法の関係でございます。誓約書の関係でございますが、うちがとりましたのは独占禁止法の遵守に係る誓約書ということで、工事名、「平成24年度四万十町本庁 東庁舎新築工事」といったような工事名を書いて、この工事については独占禁止法の規定に違反する行為を行っていない旨の誓約書をいただいているところでございます。

なお、不正な事実が発覚した場合は、その事実に応じて四万十町が行う指名停止・契約の解除・違約金の請求・損害賠償の請求・その他いかなる措置にも従いますというのを入れらせていただいて徴収したものでございます。

もう一点、2点目でございますが、県は多分570社だったと思うんですが、関係の業者さんに確認をしたということでございます。町も町内の土木業者には処分案の通知を受け取ったかどうかの確認はしております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） もう一点なんですけれども、今日この議案書をいただきまして、西庁舎・東庁舎、2つの契約が1つ同時に提案されましたけども、ここで改めて見てみますと、落札業者の中に既に新聞、あるいはテレビ等を通じて、はっきりと談合があったと認めた会社がここにあります。そういった、既に9月5日ニュースで出て、翌日の6日には新聞に大々的に出た業者名もここに入っております。

そこで町長にお伺いしたいんですけれども、実際こういった1つの今、社会問題としてこの問題が提起されておりますので、そういった状況の中でこの請負契約が提案されましたので、あえてお伺いしますけれども、既に新聞等に談合が認められた業者として、ここに契約の、落札業者が入っております。こういったことについて、やはり私どもは、議会としてはこの請負契約についていろんなことを、こういったことを審査するのかということ。4項目ほど重要視するところはあるんですけれども、その相手方の入札、いわゆる落札した会社に対する社会的信用。そういったことも一応議会での審査内容では非常に重要視すべきということがこれまでの事例でもありますので、既にここには、先ほど申し上げま

したような、はっきり新聞等でも談合したという会社が入っておりますけれども、そういった会社がここに落札業者として入っていることについてのいわゆる社会的・道義的な責任、あるいは信用問題。こういったことについて町長としてはどういった考えを持っているのかについて、お答え願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 今回の入札につきましては事前通知の前に入札、あるいは公告が行われたものでありまして、先ほど申しましたように、談合は行っていないという業者の誓約書もとっているところでございます。

今回の国・県の談合につきましては今、公正取引委員会も調査中でありまして、その調査の終了後に何らかの処分が行われるものというふうに思っております。その処分で、議員さんおっしゃられるように、企業の社会的な責任、そういったものも問われ、そして確定をするというふうに思っております。

町の顧問弁護士にも相談もいたしましたけれども、そういった社会的責任、公正取引委員会から何らかの処分があって、社会的責任が確定をされた段階で町としても指名停止などの処分を考えていくわけですが、現段階では談合が行われた当事者であります国、あるいは県もそういった業者に対しての処分の確定は行っておりません。そういった段階ですので、町といたしましては、公告から仮契約を経て本契約に至るまでのそういった事務処理については、契約規則の中でも、本契約に至るまでに例えば指名停止などが行われれば、それは契約を解除することができるというふうになっておりますが、その段階では、その段階の前でございまして、粛々と事務処理を進めていく、そういう考え方でございます。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） それでは最後になりますので。

今、副町長、町長のほうからも答弁いただきまして、行政側としての気持ちはある一定は理解できました。

しかしながら、私どもも非常にこの問題については、この後、賛成、あるいは賛成できないか態度を示さなくてはなりません。それが議員一人一人に課された責務でありますので、それぞれの議員の判断によって判断されると思いますけれども、私個人の意見としては、やはり高知県、あるいは高知市のほうは一応公取の結果が出るまでは、既に入札が終わったものであるにしても一時保留にしようと、そういうことが報道されておりますの

で、私個人としては四万十町としてもある一定の期間、例えば今言ったように、公取の結果が出るまではこの案件を出すのを控えてほしかったなというのが私の本音でございます。これは私の気持ちでありますので、特に答弁は要りませんが、そういった私の気持ちを最後に伝えて、質疑を終わります。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 議案質疑をしたいと思いますけれども。

100号、101号については先ほど提案説明があつて、町長にお聞きしたいのは、今まで予定価格を事前公表して入札をしたという経過があつて、最近の事業は予定価格の公表しないという結果が今回幸いといったら語弊があるでしょうか。西庁舎の新築工事では3回入札が行われるということは、予定価格を公表しなかったほうがやはり競争の原理が働いて、非常に積極的に業者さんも設計、落札価格を一生懸命努力した結果ではないかなというふうに私は考えますが、町長として予定価格公表しなかった、したということの考え方、今回どう思えるのかという点と、できるだけ町内産を活用せよということで、町も議会も積極的にそういう動きで来たわけですが、かなりの量の、外壁・内壁等でヒノキの縁甲板、板張り等が使われる設計の内容になってます。

ただ心配するのは、過去の木造づくりについては、乾燥不足によって、最初は、新築当時は大変ヒノキのいい香りがして良かったのですが、だんだん乾燥が不足して板がそりくり返ったりということがありましたが、そういった面で、契約以降しっかりと乾燥をした材が活用されるという見通しがあるのかどうのなのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） お答えします。

まず予定価格を公表しないということでございます。今年の8月から行います入札については、議会へ提案する5,000万を超える工事につきましては予定価格を公表せずに執行していこうということで決めました。

これは、それこそ去年の6月だったか、9月だったか、臨時議会だったかちょっと忘れましたが、契約議案のとき、「予定価格を公表すると高どまりになる」とかいったような話もありまして、予定価格の公表については今現在、国、国土交通省、総務省も公表しないようにといったような通知も来ているところでございます。うちとしては、今までずっと公表しておりましたので、それについてどうかということで庁内で協議をした結果、

5, 000万を超える大きな工事については、ある一定業者も積算の能力も当然あるということがあります。

ただ、まず1回目に入札をしました打井川の体育館の耐震等改修工事につきましては、予定価格は公表しておりませんでしたので3回入札をやりましたが、不落になったということで、今回、1か月遅れの今回の提案になったということでございます。

ただ、やはり町としても業者さんの力量、積算能力もやっぱり求めていくといったことがこれからは大事になってくるんじゃないかなということで、当面5, 000万を超える工事については、予定価格が5, 000万を超える工事については、予定価格の公表を事後の公表とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 乾燥の件でお答えをしたいと思います。

今回、西庁舎・東庁舎ともに木造と鉄筋コンクリートの混構造ということで設計をしております。木材の使用量が約、製材後で600m<sup>3</sup>を超えておりますが、大規模建造物ということで、建築確認のハードルも非常に高いものがあります。その中で確か含水率が15%以下に抑えるといったこともありまして、町内のJAS認定をとっている製材業者さんのほうに乾燥のほうもお願いをしておりますので、議員ご指摘の乾燥不足というところは十分クリアできるというふうに確信をしているところです。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

堀本伸一。

10番（堀本伸一君） 先ほどの質疑の内容等々で大分わかったわけですが、私、耳が聞こえませんので、もう一度私なりに確認をしておきたいというふうに思います。

今回のこの議案に対しては、私、請負に関しての質疑に立ったのはこれが2回目であろうというふうに思います。ほとんど質疑は行わずにこれまでは認めてきたという経過があるわけですが、今回、談合ということでやっぱり報道、新聞等かなりこれ、にぎやかな状況になっておりますよね。社会的な問題というような状況でニュースされておるわけですが、

そういった状況の中で、私、わかりやすく確認したいのは、要するに町としては、談合された業者は県の事業の関係のことであって、四万十町の事業ではないから関係がない

と。つまり法的にも問題がないから、今回粛々と提案をするという内容であろうかなというふうに思うのですが、それは間違いないでしょうか。

例えば私も議会という立場の中で非常に今回については質問に立つだけ、やっぱりいろいろな感じで悩んでおります。悩んでおるというのは、結局どうしたらええかということ でなしに、非常に明快な心情が述べにくいというような状況のものがあるわけですが、一番大事なのは、我々は結局その業者の、その会社の信頼ということと、請けた、契約をされた業者がその工事を無事に結局完成さす、履行する能力があるかと、この2点が1つの議会からの視点であろうというふうに思うわけですが、これが県の事業とはいえ、町長、談合ということがこのたび明快、表に出たという状況になりますと、どうでしょうかね。建設業者、建築業者、つまり業者関係で談合の刑というのはやはり一番重いわけですから、これは。そのことが判断材料とされるときに、単なる県の事業であって、四万十町が発注した町の事業ではないということだけにとどまった認識で、町はええのかなと、ここを私は悩みますよ。自分が議決することを余り悩みようわけなし、ここを悩んで、さらにはそういったことが町政にどう影響するのかという状況を悩んでおるわけですが、私は執行部ではありませんけれども。

この庁舎というのはやはり長い時間と経過をかけて、やっと四万十町のシンボルとされる庁舎ができるわけですから、そういった四万十町始まって以来の、こういった仰々しいニュースの中で、いいのかな、それでという社会的な問題等々がありますね。

だから、そこを踏まえて、もう一度わかりやすく。四万十町では事件を起こしてないからええ。さらには県下36社の業者。その中でもA級ランクの業者でしょう21業者に絞って、公正取引委員会は調査に入り、結局通達をするというふうに言ってますので、その通達をした業者が本町の中にもおるかもしれない。おると思います、私は。その中で、どうでしたかという確認は最低限町としてとる必要がある。そこも聞いてみないかなという思いをしておりましたけれども、それは先ほど副町長のほうから確認はしたと、そのことがどうであったかという確認はしたと。どういった返事でしたかということは、なかなか触れられないのかなというふうに思うわけですが、そういったことも併せて、本来、町長、じゃ、もう少しそういった県の意向や国の意向、公正取引委員会の意向が煮詰まるまで、1か月、2か月この問題を保留にして、明快なものが出てからという体制をとるに、町に対してどれだけの損害があるのか、その2点を教えてください。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 損害の関係については副町長のほうから答弁をいたしますが、まず基本的な考え方でございますが、町としては、この工事が町の工事で、談合が行われたのが国・県の工事であるから全く関係ないと、それを主に今回提案をしたものではございません。

確かにそういうこともあろうかと思えます。現に国のほうでも、今回、国土交通省の工事で談合が行われたわけですが、他の省では、公正取引委員会の判断が出てないので、粛々とこれまでどおりの入札、契約を行っていくという省庁もあるという情報も入っております。確かにそれは1つの判断材料にはなろうかと思えますけれども、一番は法的に問題がなかったかどうか、その事務手続に誤りがなかったかどうか、私はそれを一番判断の基礎にすべきではないかなというふうに思っております。

議員さんおっしゃられましたように、確かに今回の談合事件という非常にタイミングが悪い中で、町民の皆さんもいろいろ感情的なものもおありと思えます。それは十分理解できますし、尊重をすべきというふうには思っておりますが、行政を遂行する上での判断といいますのは、法的に問題がないのか、あるいは事務処理の手続に瑕疵がないかどうか、そういった行政の手続に不備があったのかないのか、そういったことも非常に重要であらうというふうに思っております。

今回のように非常にタイミングが悪く、微妙な段階で非常に難しい選択肢を迫られる場合は、特に私は行政の規範となります法令、あるいは条例等で判断をして、法的手続にのっとりて粛々と手続を進めていくことが、かえって混乱を引き起こすことのない方法ではないかな、そういった判断のもとで今回この提案をさせていただいたところでございます。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） なぜ公正取引委員会の処分が出るまで待てなかったのか、待たなかったのか、それによってどういう影響があるのかといったご質問ではなかったかなというふうに思っております。

新聞報道等では、公正取引委員会の結果が出るには1か月から2か月といったような報道がされております。一般的にはその後、国土交通省、それから高知県が、国土交通省が処分を決定した後、その後、高知県が指名停止処分、それから違約金等の徴収などの処分を行うといった段取りになると考えられます。町の指名停止処分はその後、県と国土交通省が処分した後、四万十町が指名停止処分をするということになります。

それから、もしですよ、提案せずにそのまま置いた場合、それで町が指名停止をすれば仮契約の解除の理由になりますので、それから解除をした後、初めて改めて入札を行うということになろうと思いますので、当然本契約を行うまでには早くても3か月以上はかかると見込まれます。

これらの影響でございます。何も影響もないということであれば3か月、4か月待っても構んというふうにも思うわけですが、その前段で、うちとしては9月6日、5日の時点までの分については粛々とやりますよという方針は立てておりますが、もし処分が出るまで待ちましょうということになった場合、当然工期内の完成、それから今年予定している工事、庁舎についても今年は免震工事まで済ませたいという計画で行っております。当然工期内に、年度内に済まない打井川の小学校については国庫補助金の対象外になります。それから庁舎については今年、社会資本整備総合交付金をいただくようになっておりまして、そのお金が、交付金がいただけなくなるといったことも予想されます。

それから、仮契約のままに置きますと、当然6件、7件全部置くわけでございますので、各業者さんも当然契約保証金に係る金融機関等の保証書等も提出していただいております。当然それについても掛金はかかっているだろうといった思いもございます。

そういった状況でございますので、町としては先ほど言いましたように、法的な問題ないということであれば、9月5日時点を境にして手続を進めていきたいというのが町の考え方でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） だんだんに聞いて、一定の理解はできるわけであります。

ただ、9月6日に高知新聞に「県内の官製談合を認定」という形の新聞が、大きく報道をされて、それを受けて県は独自の調査を行ったということで、19日の新聞にですか、それについての内容についても出ておったわけですが、併せて、高知市内においてもそういった作業をしたと。四万十町においても町内の業者さんに公正取引委員会からのそういう通知があったのかどうか、そういったことを含めて調査をしたという内容であります。それで、一定の業者さんの特定は、町内ですよ、できているのかなという感覚は持っておるわけです。それと、今回のいわゆる庁舎の入札については一切談合がありませんでしたという誓約書をとっているという中身であります。

その中で、例えば先ほども言いましたように、虚偽の報告、誓約であった場合には当然取り消しの対象になるということを明確にされておりますが、そのことをきちっともう一

度確かめておきたいということと、それから、法的に何ら問題はないと。9月5日までにやっていることだから法的に問題はないということで、肅々とこの入札の契約は進めていくんだという町の姿勢であります。

ただ、確かに法的には誤りがないだろうというふうに私もその時点までは思います。ただ、これから、その中で、町長は法的にと言いますが、その以前に、法的の以前に、やはり私は町民に対するものはどうなのかという考え方を持つべきではないかなというふうに1点は思うわけです。

1つには町長は1万9,000人のいわゆる町民の親であり、リーダーであります。そのことに思いを、法的以前に、やはり思いをはせるべきであるというふうに思います。そういう中で地方自治法には、町長、第2条の14項でこういうことを書いております。

「地方公共団体は、その事務処理に当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」というふうに書いております。

そういったことで、それと、四万十町の最高規範であるまちづくり基本条例。この中に、16条、町長の責務として、「町長は、住民福祉の向上を基本とし、公正かつ誠実に任務を遂行しなければならない」とあります。談合は独占禁止法にある予算の適正な執行を阻害し、町民の利益を損ねる行為であることは十分承知のとおりだというふうに思います。

その談合業者と契約をする。いわゆる認定をされて、今、調査が入っておるわけであります。そういう談合をしたかもわからない業者と今回庁舎の契約を結んでいくということは、住民福祉の向上、あるいは公正かつ誠実にこの町政の任務を遂行しているのかどうなのか、そういったことを非常に私は思うわけであります。町長として、そういったことをどういうふうに捉えているのか。その辺のことをやはり明らかにしていただきたいというふうに思います。法的には誤りのないということでやっています。

私は住民の皆さんにもいろんな話を聞きます。そういう中で有識者の皆さんにも、何人かにこの問題についてお尋ねをしてきたところです。そういう中では、今回の問題については「一時保留をするべきじゃないか」というのが大半の意見でありました。そういう中で、何が何でも今回提出をして、通さなければならないというその内容がどうしても理解できないということでもありますので、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議員さんおっしゃられるとおり、この提案については町民の皆さんもいろんな思いをお持ちであろうというふうに思っております。

先ほどの10番の議員さんのご質問にもお答えもいたしました。いろんな町民感情、感情的なものもあろうかと思いますが、やはり私は、こういった非常に難しい選択肢を迫られた場合には、やはり法令、あるいは条例、そういったものを基本として、行政としてはどう判断すべきかなという、これが一番誤った判断をしない1つの規範であろうというふうに思っております。今回も非常に悩んだところでございますけれども、先ほど来よりずっと申し上げておりますように、条例、町の契約規則等々照らし合わせて考えてみた場合に、やはりそういった感情的なものに流されることなく、あくまでも法令、条例等に照らし合わせて、この入札の行為が適正であったかどうか、事務的に瑕疵がなかったかどうか、そこが1つの判断であろうというふうな感じで、今回、提案に踏み切ったところでございます。

確かに公平・公正な行政というものは大切でございますけれども、公平・公正な行政というものは法的に違反をしない、法をまず遵守をして物事を行っていく、行政を行っていく。それが私は公平・公正な行政のあり方ではないかというふうに思っているところでございます。確かにいろいろご意見もあろうかと思いますが、また、契約の延期はできないかという意見もあろうかと思いますが、契約の延期という行為については何らかの正統な理由がなければならないというふうに思っております。今回の入札については、先ほど来より申し上げておりますとおり、事務手続等で何ら問題があったとは考えられませんので、延期をすることは考えていないところでございますが、現段階では新たな公告、あるいは指名の通知を行う入札については、この時期にあえて行う必要もございませんので、私の政治的な判断で、当分の間見合わせることにいたしているところでございます。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） すみません。事前通知の関係でございますが、町内の土木業者全社に確認をとっております。

それから独占禁止法の遵守に関する誓約書の件でございますが、ちょっと間違ってもいいけませんので、読まさせていただきます。1例でございますので。文面としては、工事名が入ります。「平成24度四万十町本庁 東庁舎新築工事」といった工事名が入りまして、の受注に関し、独占禁止法、これ（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律。昭和22年法律第54号)とのことを言うということでございますの規定に違反する行為を行っていないことを誓約します。後日、談合等の不正な事実が発覚した場合は、その事実に応じて四万十町が行う指名停止、契約解除、違約金の請求、損害賠償の請求、その他いかなる処置にも従いますということで出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） 町長は法令、条例を遵守することが公正で誠実な任務を遂行できるというふうに捉えているようではありますが、

では、先ほど言った、町長、例えば自治法とか基本条例の16条に書かれてる住民福祉の向上をどう捉えているのか。住民福祉の向上というのは、広義の意味で捉えれば、やはりこういった談合の疑いのある業者と契約をすることは、これ、住民福祉の向上につながっていきますか。私は住民福祉の向上というのは、広い意味でやはり住民の幸せをあくまでも追求をしていく。それは低税的な面も含めて、いわゆる負担も含めて、そういうことを追求をしていくのが住民の福祉だというふうに捉えております。そういう中で、今回そういう疑いのある業者と結ぶことによって、いろんな意味でマイナスの要素が発生をしてくるわけでありまして。そういう中で、条例とか法令というのは言葉では簡単に言えますけど、やっぱりそういう基本的な部分を捉えて、きちっと対応していかななくてはならないんじゃないかなというふうに思います。

それから、特定が副町長、できているわけですね、通知をして。うちの業者さんに特定をして、通知を、例えば公取委員会から通知が来てましたかと。それを、来てましたということの特定はできているわけですね。ですね、はい。そういう中で今回こういう議案が提出されてきたということは、非常に私にとっては難儀な思いをしているところであります。そういった中で、過日の一般質問でも、この談合問題は許されるべき行為ではないと議論をしてきました。執行部も談合業者については「許されるべき行為ではない」と断じております。

今回の談合問題は、平成19年12月から23年12月までの4年間に限定をしております。いつからこういう談合が繰り返されていたのかは、本当に不明であります。4年間だけが今回は調査の対象ということであります。四万十町においても平成19年から23年までの数件の入札が、この間見せたように、この記録を見ると、談合業者が参加をして、談合の疑いを持った業者が参加をしております。おい、これは大丈夫かよとうがった

見方をするのが私はできるのではないかと、これが業者に対する信用の問題であります。執行部はその点について、どのような見解を持っているのか、その点についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

(○3 番田邊哲夫君「議長、質疑じゃないと思いますので、議長が考えてほしいと思います」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） いや、非常に大事な課題だと認識をしておりますので、ある一定質疑を超える分もあろうかと思いますが、お互いに意見を述べていただきたいという判断で今進めております。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議員さんおっしゃられるとおり、まちづくり基本条例、あるいは地方自治法でもやはり住民の福祉の向上、それが地方自治体の大きな責任であるということとは私も十分承知をしております。住民の目線に立った行政でなければならないというふうには思っているところでございますが、やはり行政の、行政事務を進めるに当たっては、一番の基本になるのは、私は条例、あるいは法令、そういったものであろうというふうに思います。

確かに住民の皆さんの感情的なものはあろうかと思えます。私もこの提案をするに当たりましては、非常に自分でも悩みました。延期をしたらどうかというようなご提案もある中で、そういった趣旨も考えた、そういったことも考えたところでございますが、やはりその判断をするに当たっては感情的なものに流されることなく、行政はやはり法令、条例、そういったものを遵守をすると。それが行政の1つの大きな基本でもありますので、それにのっとって判断をすることが、町民の皆さんから確かに批判はあろうかもしれませんが、行政を進めるべき手法であるというふうに判断をしたところでございます。

いろいろ今回のこの件については町の行政、これからの影響も、もし延期をすれば出てくるであらうと思いますが、そういったものは一切考えることなく、あくまでも基本である手続なり入札なりが法に照らし合わせて適正であったのかどうか、その手続において行政上の瑕疵はなかったのかどうか。そして、先ほど議員さんもおっしゃられましたけれども、この企業の社会的責任、そういったものはどう考えるかということについても、公告あるいは入札の指名、そういったものが行われておりましたので、それについては粛々と町が判断を、指名停止なりの判断を下すまでは粛々と進めるべきではないか。そういった判断のもとで今回提案をさせていただいたところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１００号について討論を行います。

討論はありませんか。反対討論からお願いします。

橋本保君。

○９番（橋本保君） 私は本議案に反対の立場で討論を行います。

公正取引委員会は９月５日、県内官製談合を認定し、県内３６業者に処分案を通知しております。

それを受け、県も独自の調査で３６業者を特定し、着工前の事業や今後発注をする契約を保留し、事実上の指名停止にしております。高知市も県に準じ、同様の措置をとっております。本町においても町内業者を特定したが、県や高知市に準じた取扱とならず、今回追加議案として提案をされております。

我々数人の議員は県や高知市に準じ、公正取引委員会の処分が正式決定するまで一時保留してはどうかの提言をしてきたところではありますが、それを無視して提案されたことはまことに遺憾であり、執行部の見識を疑わざるを得ない。執行部は町民本位の行政を標榜しながら、下情の声を無視した、民意とかけ離れた姿勢を貫こうとしている。今回提案は通常の契約議案ではない。独占禁止法で制限されている最も悪質な違反行為を数年にわたって繰り返してきた業者との契約である。

過日の一般質問でもこの問題を取り上げてきた。その中で執行部も談合行為については悪質な行為と認めているし、談合の温床ともなりかねない地域密着型についても一定の見直しを示唆している。執行部も合併以降の入札記録を見れば、一定の規則性が働いていることは承知のはずである。しかし、地域への経済効果という美名のもとに、見て見ぬふりをしてきたことも事実である。

我々は３月議会で執行部のなれ合い体質を指摘してきた。今回、談合問題が指摘され、改善するにいい機会だと捉えた。しかし、執行部は相変わらず業者をかばい、業者優先の姿勢をとっている。なぜこれだけの批判を覚悟で今回提出してきたか、私には理解できない。ただ、確実に言えることは、この議案が可決されれば取り返しがきかないということです。町長も議員も住民の直接選挙によって選ばれている。立場は違うが、ともに

住民福祉の向上を目指している。執行部に過ちがあれば、それを正していくのが我々議員であり、その役割を担っている。

今回の提案は業者の利益を優先し、町民全体の利益を置き忘れている。ゼネコンが入れば地域経済が疲弊するなど理由をつけているが、本質を見失ったもので、多くの町民の理解を得ることはできない。よって本議案に対し反対をするものである。

以上であります。

○議長（宮地章一君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

中屋康君。

○５番（中屋康君） 私はただいま提案されました議案第１００号並びに１０１号における本庁舎新築工事請負契約並びに関連する請負契約の締結について、本案を可決する意思において討論を行います。

既に承知のとおり、去る９月５日のマスコミの報道によりますと、「公正取引委員会は、国土交通省及び高知県が発注した平成１９年１２月から平成２３年１２月までの期間において官製談合があったとの認定方針を固めた」という報道でありました。このような報道の背景を受けての今回の議案審議ということであります。

本庁舎に関する入札は、先ほど来町長の報告のとおり、入札は、８月３０日に落札がされたわけではありますが、今回の公正取引委員会が取り上げた官製談合の報道の関する件は、マスコミ報道、または先ほど来からの町からの関連説明等から判断をいたしますと、公正取引委員会が疑いを示したのは国土交通省の高知の工事、あるいは土佐国道事務所並びに高知県発注の土木一式の工事であるということで新聞等の報道がございました。加えて申しますが、建築一式の工事は含まれてないということであります。

また、認定されようとする期間は、先ほど申し上げました平成１９年１２月から平成２３年１２月までの間であるということであります。それ以降についての認定の行為は、認定をされてないということになっております。

しかるに、今回議案提出の、一連の入札に関する請負契約は建築一式の工事であり、町の発注工事ということでありますので、今回公正取引委員会の指摘する国土交通省と県の発注に関する土木一式工事とは峻別をして我々は、議会は判断をすべきであると考えます。

また昨日、９月２０日の高知新聞によりますと、高知市においてこの関係する入札の考え方、「９月２１日以降の入札から、排除措置に関する事前通知を受けた契約を保留す

る」との発表をしております。現在は公正取引委員会からの排除措置命令が出てない段階でもあり、また、その間において、関係する業者からは審判請求が出される行為も考えられることから、行政処分が出ますのは、先ほど来の町の発表のとおり、1か月から2か月先ということに考えられるということでもあります。それまでは談合とされる行為も、認定ということには相成らんという考え方に立つということでもあります。

加えまして、本工事は東庁舎・西庁舎、合わせて4社の地元の業者が構成員となって参入をしております。地元経済における影響、大変多大なものがあります。また、関係する地元の下請け業者の発注の機会を大きく広げることになります。今回の町内業者における直接、あるいは間接的な雇用は数百人に及ぶと。そういうことも考慮をしつつ、粛々と庁舎建設工事等に着手すべきであると私は考えます。議員各位のご賢察とご判断を仰ぎ、私の賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮地章一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第100号平成24年度四万十町本庁 西庁舎新築工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第100号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。賛成者12名です。酒井祥成君、竹内常喜君、林健三君、山岡義正君、田邊哲夫君、岩井優之介君、岡峯久雄君、吉村アツ子君、下元真之君、中屋康君、山上利嗣君、緒方正綱君、以上です。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

これより議案第101号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第101号平成24年度四万十町本庁 東庁舎新築工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第101号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。賛成者１２名です。賛成者、酒井祥成君、竹内常喜君、林健三君、山岡義正君、田邊哲夫君、岩井優之介君、岡峯久雄君、吉村アツ子君、下元真之君、中屋康君、山上利嗣君、緒方正綱君、以上です。したがって、議案第１０１号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後４時１２分 休憩

午後４時２５分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第１５ 議案第１０２号平成２４年度四万十町本庁 西庁舎電気設備新築工事請負契約の締結について、日程第１６ 議案第１０３号平成２４年度四万十町本庁 東庁舎電気設備新築工事請負契約の締結について、日程第１７ 議案第１０４号平成２４年度四万十町本庁 西庁舎機械設備新築工事請負契約の締結について、日程第１８ 議案第１０５号平成２４年度四万十町本庁 東庁舎機械設備新築工事請負契約の締結について、以上議案第１０２号から議案第１０５号までの４議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第１０２号平成２４年度四万十町本庁 西庁舎電気設備新築工事請負契約の締結について、議案第１０３号平成２４年度四万十町本庁 東庁舎電気設備新築工事請負契約の締結について、議案第１０４号平成２４年度四万十町本庁 西庁舎機械設備新築工事請負契約の締結について、議案第１０５号平成２４年度四万十町本庁 東庁舎機械設備新築工事請負契約の締結について、以上４つの議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げます４つの議案は、先にご提案をいたしました本庁舎新築工事に付随して行われる各種設備の工事をするものでございます。

まず議案第１０２号西庁舎電気設備新築工事についてでございますが、工事内容につきましては西庁舎の電灯、動力、自家発電、受変電設備等の電気設備一式の整備を行うものでございます。

入札の状況についてでございますが、去る７月３０日、四万十町公告第４２号によりま

して、条件付一般競争入札により公告を行いましたところ、4社より入札参加の申請があり、参加資格等を確認後、8月30日に競争入札に付しました。

その結果、日化・是信特定建設工事共同企業体が2億4,000万円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税1,200万円を加えた2億5,200万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第103号東庁舎電気設備新築工事についてでございます。

工事内容につきましては東庁舎の電灯、動力、自家発電設備等の電気設備一式の整備を行うものでございます。

本契約につきましても条件付一般競争入札により公告を行いましたところ、4社より入札参加の申請があり、同じく8月30日に競争入札を行うことといたしておりましたが、事前に1社より辞退届が提出をされましたので、3社で競争入札に付しましたところ、日興・土居特定建設工事共同企業体が1億1,800万円をもって落札をいたしましたので、落札の価格に5%の消費税590万円を加えた1億2,390万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第104号西庁舎機械設備新築工事でございます。

工事の内容につきましては、西庁舎の給排水、空調、合併浄化槽設備等の機械設備一式の整備を行おうとするものでございます。

本契約につきましても条件付一般競争入札により公告を行いましたところ、2社より入札参加の申請があり、同じく8月30日に競争入札に付しまして、日化・横山特定建設工事共同企業体が1億6,300万円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税815万円を加えました1億7,115万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第105号東庁舎機械設備新築工事についてでございます。

工事の内容につきましては東庁舎の給排水、空調設備等の機械設備一式の整備を行うものでございます。

本契約につきましても一般競争入札により公告を行いましたところ、2社より入札参加の申請があり、同じく8月30日に競争入札に付しました。

その結果、四電工・岩本商店特定建設工事共同企業体が1億1,560万円をもって落札をいたしましたので、その落札価格に5%の消費税578万円を加えました1億2,138万円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

以上、4件の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 議案104号と105号、西庁舎機械設備新築工事請負と東庁舎の機械設備新築請負工事について、入札記録を配付してもらってます。

町長、私もこの入札請負については一貫して質疑をしてきたものですが、大事な血税を使つての請負工事ですので、そういう観点から質問してみたいと思うわけですが、大変四万十町内のあらゆる業者さんが仕事が少ないという中で、今回、町内の業者、共同企業体を組んでますが、2業者による東・西庁舎の機械設備新築工事です。

結果は、見れば1社がとって、次の工事はもう一社がとるという、非常に当たり前というか、これは入札参加業者が少ないがゆえにこういう結果になったんだろうというふうに私は推測をいたしますが、こういう入札のあり方について、町長、どうお考えでしょうか。

ほかの町内の業者がどれぐらいおられるかわかりませんが、私が、入札参加できる業者、どれぐらいおるかわかりませんが、もう少し、競争入札であれば数を増やして入札に参加してもらうような努力をしないと、特にあとの104号ですか、落札した業者、次の入札では予定価格を超える、当然入札ですので、超えることも想定されますが、最初の、手前でとったのは予定価格以内、次のは大幅に超える入札金額を入れてるわけですが、こういう結果を見たときに、2業者であれば本当の競争入札という概念からは、私は外れるんじゃないかなというふうに思いますが、それは私の推測ですので、町内、参加できる業者、もうほかになかったんでしょうか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 今回の電気設備、機械設備につきましては、できるだけ町内の業者にも参加をしていただきたいということであったわけですが、県内の企業にも門戸を広げまして、その県内の企業、そして町内の企業が参加をできるような体制づくりというこ

とで、非常に多くの業者の入札参加もこちらとしても期待もいたしておりました。結果的にこういう状況になったわけですが、それはいろいろと理由もあろうかというふうに思っております。

今、町内ではこの機械設備の関係、かなりの工事が発注もされておりまして、そことの兼ね合いもあったということもあるでございましょうし、また、施工管理技術者、その配置の問題等もあったというふうに思っております。結果的に非常に、2社の参加でございまして、これが、競争原理が働いたのかどうかということについては、私も非常に残念に思っております。

これからのこういった工事の入札については、一般質問の中でも申し上げましたけれども、やはり地域密着型、そういったところも1つ見直しもしまして、競争原理が働くような入札の方法、そういったものも考えていかなければならないのではないかなというふうに反省もしているところでございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、町長から答弁いただきました。

町長はそういう考えでしょうし、私はできるだけ、地元が仕事がない中で、できるだけ参加をしていただいて、地元が入札参加をし、落札するという形態が一番望ましいという、基本的には思ってますが、今の町長の答弁の中ではいわゆる技術者が、数が少ないと。町内で、いろんなところで仕事をしてる関係でということのようですが、当然業者さんも庁舎の工事が発注されるというのは事前にわかっていることでもあろうし、また、町もやっぱり積極的に、大きな事業ですので、業者さんも参入しやすい、そういう指導も、町長、おらんから、結果そうでしょう。結果はそうでしょうが、やっぱり業者さんにも指導しながら、技術者を養成してくれというのは事前をお願いしておけば、ひょっとしたらもう少し業者さんも参加をしてくれるのではないかなというふうに思います。

町長、本当に結果、残念ながですよ。1回で落札してます。103号も予定価格オーバーでしょう。だから1社が予定価格内だったので落札。次の入札、時間置いてやったのも、前の業者がとってますので、予定価格よりオーバーした予定価格、金額入れる、1社が予定価格より下だったので落札するという。結果ですので、言いませんが、何かそこらあたり、やっぱり競争原理が働かないというのは結果、出てると思うがですね。今後はそういう意味で、町内業者育成という観点から、不足がするのであればそういう指導しながら、技術者の養成をしてくれというのがやっぱり行政の私は役目ではないかなと思います。

ますが、再度、よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 地域密着型を町として大事にしてきたのは、町内業者の育成ということも視野に入れての手法でありました。

しかし、競争原理の観点から考えれば、そういったこともすべて地域密着型でいいのかどうか。その反省もしなければならぬと思いますし、また、議員さんのご指摘のありましたように、地域密着型の本来の目的、町としての考え方、そういったものも機械、あるいは電気の町内の組合があるわけでございますので、そちらのほうに私も出かけて、直接町としての考え方等も述べさせていただきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

これより議案第１０２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０２号平成２４年度四万十町本庁 西庁舎電気設備新築工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第１０２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０３号平成２４年度四万十町本庁 東庁舎電気設備新築工事請負契約

の締結についてを採決します。

議案第１０３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０４号平成２４年度四万十町本庁 西庁舎機械設備新築工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第１０４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０４号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１０５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０５号平成２４年度四万十町本庁 東庁舎機械設備新築工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第１０５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１０５号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第１９ 議案第１０６号平成２４年度旧打井川小学校校舎耐

震補強及び改修工事（建築主体）請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第106号平成24年度旧打井川小学校校舎耐震補強及び改修工事（建築主体）請負契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は四万十町ホビー館の来館者が想定を大幅に上回り、現状の施設では非常に狭いという上、企画展示スペース、体験スペースの確保等に苦慮をしておることから、創作活動の体験、企画展示等を充実をし、さらなる集客力の向上、施設の滞在時間の延長を図ることを目的に、旧校舎の耐震補強及び改修工事を実施しようとするものでございます。

この耐震補強及び改修工事の工事内容につきましては、鉄骨づくり2階建ての耐震補強工事と、改修工事といたしまして、外部は屋根及び外壁の改修、ステージの設置等、内部につきましては模様替えの施工を行うことといたしております。

工事の入札状況でございますが、8月21日付で県内8社に指名通知を行い、9月6日に指名競争入札に付しました結果、ミタニ建設工業株式会社が7,650万円を持って落札をいたしました。この落札の価格に5%の消費税382万5,000円を加えました8,032万5,000円で本工事の請負契約を締結しようとするもので、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 106号についてお伺いしたいと思います。

この議案については、前回、予定価格を上回るということで、再度入札をかけたという経過があるわけですが、県内の大手さんが参入して、見ると落札率が91.89%。大変これでも高いかどうか分かりませんが、今までの96、7、8という点では落札率は低いほうに入るわけですが、これは町長、何ゆえに大手さんが入ればこういう形でできる。なかなか地元ではこの金額ではできんというのは、どう考えたらいいんでしょうかね。ちょっと参考に、分かれば、その内容等が分かれば、教えていただければありがたいと思

います。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長仲治幸君。

○管財契約課長（仲治幸君） すみません。お答えになるかどうかわかりません。私個人の意見としてお答えをさせていただきたいと思います。

地元の業者さんあたりの積算と言いますか、そのあたり、根拠的に。特に今回はお盆休みであったということで、各見積もり関係がなかなか集約できなかったという話もいただいております。

全体的に町外の大手さんが入りますと、いろいろな技術面、資材面、そういったもので落札というか、経費の関係で、若干安く落札しても運営が成り立つような仕組みになっているのではないかなというふうに、自分なりには想像をしているところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１０６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１０６号平成２４年度旧打井川小学校校舎耐震補強及び改修工事（建築主体）請負契約の締結についてを採決します。

議案第１０６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。賛成者、酒井祥成君、竹内常喜君、林健三君、山岡義正君、田邊哲夫君、岩井優之介君、岡峯久雄君、吉村アツ子君、下元真之君、中屋康君、山上利嗣君、緒方正綱君、以上１２名です。したがって、議案第１０６号は原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は議事日程の都合により、あらかじめ延長します。

～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２０ 陳情第２４－１９号町道認定陳情書、日程第２１ 陳情第２４－２０号町道認定陳情書、日程第２２ 陳情第２４－２１号要望書、日程第２

3 陳情第24-22号要望書、日程第24 陳情第24-23号要望書、日程第25  
陳情第24-24号要望書、以上陳情6議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） それでは、今議会で当委員会に付託をされました陳情を審査しましたので、報告をしたいというふうに思います。

四万十町議会議長宮地章一様。産業建設常任委員長堀本伸一。

平成24年9月21日。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94  
第1項の規定により報告をいたします。

今回は町道の認定議案であります。

受理番号、陳情第24-19号。付託年月日、平成24年9月12日。

件名、町道認定陳情書。

審査の結果、採択であります。全員一致。

続きまして、陳情第24-20号。付託年月日、平成24年9月12日。

町道認定陳情書。

採択であります。全員一致であります。

続きまして、陳情第24-21号。付託年月日は平成24年9月12日。

件名は要望書。

審査の結果、採択。全員一致であります。

陳情第24-22号。付託年月日、平成24年9月12日。

件名、要望書。

審査の結果、採択。これも全員一致であります。

引き続き、陳情第24-23号。付託年月日は平成24年9月12日。

件名、要望書。

審査の結果採択。全員一致であります。

受理番号、陳情第24-24号。付託年月日は平成24年9月12日。

件名、要望書。

審査の結果が採択。全員一致であります。

続きまして、裏面に委員会が審査をした経過報告書がありますので、順を追って報告をいたします。

件名、町道認定陳情書。西川角であります。

現地調査。平成24年9月13日。

現地協議は地元代表者の説明と、協議を行っております。

参考意見として、農地整備に伴い、農道を舗装して生活改善を求めるものであります。

なお、道路の底地は町の名義となっておりますというような説明を受けております。

委員の意見として、町道認定の基準を満たしているので認定とするべし。

以上の内容を参考に、協議をされた委員会の審査をいたしたところであります。

審査結果、賛成、全員一致であります。反対意見なし。

続きまして、陳情第24-20号。

件名が町道認定陳情書。これ、若井川であります。

現地調査、同じく24年9月13日。

現地の協議、地元代表の説明、あるいは協議ということであります。

委員の意見、農地の基盤整備の農道であり、幅員も確保されております。要望内容は舗装して生活改善を図ることであり、また、町道認定の基準をすべて満たしているという内容であります。

以上の内容を協議をして、委員会の審査決定をしたことであります。採択であります。全員一致。反対意見なしであります。

続きまして21号です。

件名、要望書。戸川であります。

現地調査、平成24年9月13日。

現地の協議をしております。地元代表者の説明を受け、協議をしております。

委員の意見、対象路線が4路線であるが、すべて町道認定の基準を満たしている。これまで町道認定にならなかった理由は何かといったような意見が出されております。また、1路線は既設道路の迂回路線の計画となっております。認定には問題ないが、後に概算で工事費を示してほしいという内容であります。

以上の意見内容を主に協議をした結果、全員で採択をしております。反対意見はありません。

陳情第24－22号。

件名、要望書。川口。

現地調査、平成24年9月13日。

現地協議、地元代表者の説明、協議。

参考意見としては、地元としては町道認定の手続が何らかの理由で遅れてきたという説明を受けております。

委員の意見、道路、一部路面の陥没はあるわけですが、舗装整備もされ、認定基準も満たしているので、町道認定して対処するべしという意見であります。

以上のような意見をもとに審査決定をいたしたところであります。全員一致で採択。反対意見ありません。

陳情第24－23号。

要望書として、小野地区です。

現地調査、同じく平成24年9月13日です。

現地協議、地元の代表者の説明を受け、協議をしております。

参考意見としまして、斜面に点在をする住家の間地はすべて水田であります。雨水や水田の湧水で日常生活に支障を来している。排水溝、舗装整備の改良を計画するも、地元のさまざまな事情により手続がこれまで遅れてきたという内容であります。

委員の意見として、日常生活に支障を来している。集落の重要な生活道路である。当然認定基準もクリアしているので、改善を図れという意見をもとに採択したものであります。全員一致であります。反対意見ありません。

陳情第24－24号。

件名、要望書。地吉であります。

同じく現地調査は平成24年9月13日。

現地協議、地元代表者の説明、協議を行っております。

参考意見として、対岸線の町道災害時や改良工事のときの迂回路としても重要な役割を果たしてきている。また、多くの路線に住家があるわけですから、主要な生活道路でもあるということでもあります。

委員の意見。説明内容を理解する。現在、維持管理、清掃を集落住人で行っているが、町道認定をして管理するのは当然の措置であるということでもあります。また、十和地区にはまだまだこのような生活道路があると聞く。取組が遅れているのはなぜかといったよう

な、委員から意見が出されたところであります。

以上のような協議をされ、審査決定をしたところであります。全員一致で採択で、反対意見はありません。

以上であります。ご審議を賜り、ご決定をいただけるようお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第２４－１９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－１９号町道認定陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２４－１９号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－１９号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

これより陳情第２４－２０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－２０号町道認定陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２４－２０号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－２０号は委員

長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２４－２１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－２１号要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２４－２１号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－２１号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２４－２２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－２２号要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２４－２２号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－２２号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２４－２３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－２３号要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２４－２３号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－２３号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２４－２４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－２４号要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２４－２４号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－２４号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第２６ 発委第９号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書、日程第２７ 発委第１０号「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）の」制定を求める意見書、以上発委２議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

総務常任委員長橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） 発委第９号。

平成２４年９月２１日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、総務常任委員長橋本保。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条第７項及び会議規則第１４第３項の規定により提出をいたします。

地球温暖化に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書であります。詳細はお手元に配付をしておるとおりであります。下段について読み上げて提案

をしたいと思います。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を、森林面積に応じて譲与する地方財源を確保・充実する仕組みを早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日。高知県四万十町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣宛てであります。

続きまして、発委第10号であります。

平成24年9月21日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、総務常任委員長橋本保。

「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定を求める意見書。詳細はお手元に配付をしておるとおりであります。下段について読み上げて提案をしたいと思えます。

1 項目目であります。観測施設の早期整備及び予知観測体制の充実・強化。

2 項目。巨大地震・津波に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設。

3 項目。巨大地震・津波に対応した地震対策大綱・緊急活動要領の策定であります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年9月21日。高知県四万十町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣宛てであります。

ご審議をいただき、ご決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第9号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を採決します。

発委第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第9号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第10号「南海トラフ巨大地震対策特別措置法（仮称）」の制定を求める意見書を採決します。

発委第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第10号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第10号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第28 発委第11号鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） 発委第11号。

平成24年9月21日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、産業常任委員長堀本伸一。

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

趣旨についてはお手元にお配りの文言のとおりであります。4点の下段を読み上げて、ご提案をいたします。

1番。地方自治体が行う鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。

2として、専門的な知識や経験に立脚した人材の養成を図るとともに、地域の取組に対する技術指導などを含めた人的支援を強化すること。

3。有害鳥獣の正確な生息数及び生息域の把握をできるように、調査方法を確立すること。

4点目。国を挙げて総合的な被害対策に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣であります。

高知県高岡郡四万十町議会。

以上でありますので、ご審議を賜り、ご決定をいただくようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第１１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第１１号鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書を採決します。

発委第１１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第１１号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第１１号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２９ 発委第１２号議員派遣の件についてを議題とします。

議会運営委員長山岡義正君から地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２２条並びに会議規則第１４条第３項の規定により提出されております。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） それでは、議員派遣についてご提案申し上げます。

発委第12号。

平成24年9月21日。

四万十町議会議長宮地章一様。四万十町議会議会運営委員長山岡義正。

議員派遣の件について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

議員派遣の件。

平成24年9月21日。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣いたします。

平成24年度四国四県町村長・議長大会。

目的は文面をもって提案させていただきたいと思います。読み上げは省略させていただきます。

期日は平成24年9月27日。

場所は愛媛県。

派遣議員は議長となっております。

トップセミナー。

目的は文章のとおりでございます。

期日は平成24年10月26日。

場所は高知県民文化ホール、グリーンホールでございます。

派遣議員は正・副議長、各常任委員長、議会運営委員長となっております。

第77回町村議会広報研修会。

目的は省略させていただきます。

期日は平成24年10月29日より30日まででございます。

場所は東京都、シェーンバッハ・サボーでございます。

派遣議員は広報・広聴、常任委員長並びに常任副委員長でございます。

第53回四国地区町村議会議長会研修会。

目的は省略させていただきます。

期日は平成24年11月6日。

場所は香川県、アルファあなぶきホールでございます。

派遣議員は正・副議長となっております。

県選出国會議員と町村議会議長との政策懇談会及び意見交換会でございます。

目的は省略させていただきます。

期日は平成24年11月13日。

場所は東京都。

派遣議員は議長となっております。

この県選出国會議員と並行して、翌日になりますが、町村議会議長全国大会がございます。

目的は文面のとおりでございます。

期日は平成24年11月14日より15日までとなっております。

場所は東京都でございます。

派遣議員は議長でございます。

平成24年度四万十町展でございます。

目的は省略させていただきます。

期日は平成24年11月23日より24日までとなっております。

場所は東京都。

派遣議員は副議長、岩井優之介議員、吉村アツ子議員。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委１２号議員派遣の件についてを採決します。

発委第１２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第１２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第３０ 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

産業建設常任委員長、四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員長から委員会、特別委員会において審査、調査中の事件及び各常任委員長と議会運営委員長から各常任委員会と議会運営委員会において審査・調査中の事件並びに所管事務の調査事項について、会議規則第７５条の規定によりお手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があっております。

お諮りします。

産業建設常任委員長、四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員長及び各常任委員長と議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長、四万十町議会四万十川の再生と保全に関する調査特別委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

休憩します。

午後５時１９分 休憩

午後５時２６分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成２４年第３回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 5 時 2 6 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員